

(第一部)

國第百十二回
參議院内閣委員會會議

昭和六十三年十一月二十二日(火曜日)

午前十時一分開會

委員の異動
十月二十六日

十一月二十一日 桂上 正邦君
煙山威一郎君

出席者は左のとおり

委員

國務大臣

第一部 内閣委員会会議録第九号 昭和六十三年十一月二十一日【参議院】

は、一定の事由に該当する場合を除き、個人情報ファイルの保有目的、記録項目等について公示することとしております。

また、行政機関の長は個人情報の安全及び正確性を確保するよう努めなければならないとともに、個人情報を原則として個人情報ファイルの保有目的以外の目的のために利用し、または提供してはならないこととしております。

第三は、個人情報の開示及び訂正等であります。行政機関の長は、本人から個人情報の開示請求があつたときは原則としてこれを開示することとし、訂正等の申し出があつたときは調査し、その結果を通知することとしております。

第四に、法施行の統一性を確保するため、総務省長官は資料の提出及び説明を求め、意見を述べることができます。

第五は、この法律の規定の適用除外であります。統計法に基づく統計調査によって集められた個人情報及び統計報告調整法に基づく統計報告の収取によって得られた個人情報については、この法律の規定を適用しないものとしております。

第六に、地方公共団体及び特殊法人が個人情報の電子計算機処理を行う場合には、国の施策に留意しつつ所要の措置を講ずるよう努めなければならぬこととしております。

次に、施行期日等についてであります。

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとし、個人情報の開示及び訂正等に係る規定についても、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することといたしております。

続きまして、統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。最近における社会経済情勢の変化に即応し、統計行政の円滑な運営に資するため、統計調査に係る秘密の保護を図る等所要の措置を講じ、被調査者の統計調査に対する信頼を確保することが求められております。

このような要請にこたえるとともに、ただいま御説明申し上げました行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律案に関連して、統計関係法令においても別途所要の規定の整備を図る必要があるため、ここにこの法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、指定統計調査以外の統計調査等につきましては、現行法上秘密の保護に係る規定が整備されていなかったことから、その秘密の保護を図ることとしております。

第二に、指定統計調査以外の統計調査等によつて集められた調査票等につきましては、現行法上その使用規制に関する規定が整備されていなかつたことから、統計上の目的以外に使用することを規制することとしております。

第三に、指定統計調査等によつて集められた調査票等の滅失、漏えい等を防止するため、調査実施者が適正な管理を行ふこととしております。

その他、この法律案におきましては統計調査の運営上必要な規定の整備を行ふこととしております。

続きまして、行政機関の休日に関する法律案について御説明申し上げます。

政府は、真に豊かさを実感できる国民生活を実現するため、国全体として労働時間を短縮することを当面の重要課題の一つとして位置づけ、その推進に取り組んでいるところであります。その一環として行政機関については公務の円滑な運営を図りつつ週休二日制を推進するため土曜閉庁方式を導入することが必要であると考え、このため、毎月の第二及び第四土曜日を從来から休日として扱っている日曜日、国民の祝日等と合わせて行政機関の休日として規定するとともに、期限の特例について必要な措置を講じることとし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の内容について、その概要をとどめます。

第一に、日曜日並びに毎月の第二及び第四土曜

日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、十二月二十九日から翌年の一月三日までの日は行政機関の休日とし、行政機関の執務は原則として行ないものとしております。なお、行政機関の休日にかんがみ、必要に応じてこれらを遂行することを妨げるものではないことを念のため規定しております。

第二に、国行政に対する申請、届け出等の期限で一定の要件に該当するものについては、その期限である日が行政機関の休日に当たるときはその翌日をもつて期限とみなすこととしております。

第三に、国行政に対する申請、届け出等の期限で一定の要件に該当するものについては、その期限である日が行政機関の休日に当たるときはその翌日をもつて期限とみなすこととしております。

以上がこれらの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

終わります。

第一に、日曜日並びに毎月の第二及び第四土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、十二月二十九日から翌年の一月三日までの日は行政機関の休日とし、行政機関の執務は原則として行ないものとしております。なお、行政機関の休日にかんがみ、必要に応じてこれらを遂行することを妨げるものではないことを念のため規定しております。

第二に、国行政に対する申請、届け出等の期限で一定の要件に該当するものについては、その期限である日が行政機関の休日に当たるときはその翌日をもつて期限とみなすこととしております。

第三に、国行政に対する申請、届け出等の期限で一定の要件に該当するものについては、その期限である日が行政機関の休日に当たるときはその翌日をもつて期限とみなすこととしております。

以上がこれらの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

終わります。

○委員長(大城眞順君) 以上で四案の趣旨説明の聴取は終わりました。

されば、これより行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律案及び統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律案の両案につきまして質疑に入ります。

○及川一夫君 主にこの法案に関する基本的な部分について質問を集中的にやらせていただきたいと思います。

そこで入る前に、現状について認識を一致させたいという気持ちもございまして、今政府の行政機関が持つている個人情報、統計情報、それらを含めて明らかにしていただきたいというふうに思っています。

まず第一にお伺いしたいのは、今政府の各省が所有し使用しているコンピューターの台数さらにはファイル数などについて、この階級機関の方からトータル的に明らかにしていただきたいということを質問いたします。

○政府委員(重富吉之助君) お答え申し上げます。

昭和六十二年度末現在で総務省が調査しました結果では、コンピューターにつきましては販売額一千円以上のものが八百三台設置されております。

それから、ファイル数等データ量を総数で申し

上げますが、昭和六十三年六月末現在で調査しました結果では、十九省庁におきまして二百五十四ファイル、十一億四千二百三万件の個人情報ファイルを保有しております。このほか文部省の国立学校分といたしまして千二百七十四ファイル、九千六百六十二万件ございます。

○及川一夫君

このコンピューターの台数なりファイル数などにつきましては、関連した特殊企業、こういったものも入つておるというふうに認識しております。どうぞよろしくございますか。

○政府委員(重富吉之助君)

恐れ入りますが、もう

一回。

○及川一夫君

政府の関連した事業所がありますね。例えば、NTTであるとかKDDであるとかその他それぞれ政府の事業を委託しているところがござりますね。そういう特殊団体などを含めた数字と理解してよろしいですか。

○政府委員(重富吉之助君)

お答え申し上げます。

特殊法人等関連した企業は入つております。

行政機関の持つている数字だけでございます。

○及川一夫君

それを入れたらという意味になりますが、ここでは入れない数字ですから。したがつて、特殊法人等が持つているものは、概数でいいんですが、どれくらいあるというふうに思われますか。

○政府委員(重富吉之助君)

六十九の特殊法人で一千二百八十八台持つております。

○及川一夫君

これだけのものですから一つ一つ各省庁をお伺いするのは大変だというふうに思いますが、あらかじめ御通知申し上げましたように郵政省それから厚生省、警察庁、文部省について、今のお要領で結構でございますけれどもこの四省について、コンピューター台数並びにファイル数などについていかがなっていますか、お聞きしたいと思います。

○政府委員(重富吉之助君)

郵政省から申し上げますと、台数で九十でございます。ファイル数が三十九、データ量が四億四千三百七十七万件でござります。

います。

厚生省が、コンピューターの台数が二十二台、ファイル数が七十三、データ量が四億一千四十八万件でございます。

警察庁が、コンピューターの台数が六台でござります。

文部省が、

国立学校を除きましてまず申し上げますと、コンピューターの台数が七台でファイル数が十一、データ量が五万台でございます。そのほか国立学校が、ファイル数が千二百七十四、

データ量が九千六百六十二万台で、ちょっと手元にコンピューターの台数を持ちませんので御了解いただきたいと思います。

○及川一夫君

これは、要するに行政官庁関係と

いうことで明らかにしていただきましたが、民間企業が使用しているコンピューターは、同じよう

な要領で見たときに、これは通産省といふことに

なりましようか、把握しておられますか。把握し

ておられればその概要をひとつ御説明願いたいと

思います。

○脱明員(本田幸雄君)

通産省の調査によりますと、昭和六十二年六月末現在、民間で使用していま

す汎用コンピューターの台数は約三十万台五千台でございます。

それから、これらのコンピューターはどういう

分野に使用されているかということでございます

が、製造業、卸売・小売業、金融・保険業などあら

ゆる業種において生産管理あるいは科学技術計

算、受発注管理、経理・財務処理等の幅広い用途に

使われております。

以上でございます。

○及川一夫君

今御紹介をしていただきましたよ

うにコンピューターによる情報管理というのは大

変な数に上つておるし、だからこそこのようない法

案が政府から提出された。遅いというふうに私は

思うんですけれども、しかし過去は過去ですから

今さらそれをなじつてみてもしようがないんです

が、いずれにしても大変な実態にあるのではない

かというふうに思つてあります。

ところで、これほどコンピューターでありとあらゆるところが情報管理をされている、これがさ

らに発展をするというようなことについて、長官、

国民の皆さんほど知つておられるお感じになりますか。

○国務大臣(高島修君)

コンピューター処理によ

りまして個人の情報が官庁あるいはまた地方政府

団体さらに民間等を含めましてかなり幅広く収集

されているということにつきましては、最近テレ

ビその他報道媒体を通じましてしばしば取り上げ

られているところであります。また、日常の國民

生活におきましても、ダイレクトメールなどを通じまして自分の名前がどうしてこういうところか

らわかつて入つてくるのかということがあります。

生活におきましても、ダイレクトメールなどを通じまして自分の名前がどうしてこういうところか

らわかつて入つてくるのかということがあります。

行政官庁関係と

いうことで明らかにしていただきましたが、民間企業が使用しているコンピューターは、同じよう

な要領で見たときに、これは通産省といふことに

なりましようか、把握しておられますか。把握し

ておられればその概要をひとつ御説明願いたいと

思います。

○脱明員(本田幸雄君)

通産省の調査によりますと、昭和六十二年六月末現在、民間で使用していま

す汎用コンピューターの台数は約三十万台五千台でございます。

それから、これらのコンピューターはどういう

分野に使用されているかということでございます

が、製造業、卸売・小売業、金融・保険業などあら

ゆる業種において生産管理あるいは科学技術計

算、受発注管理、経理・財務処理等の幅広い用途に

使われております。

以上でございます。

○及川一夫君

今長官がおっしゃられた程度の感

じ方は国民全体として持つておられるんですが、

改めてみずから個人情報について、プライバ

シーを侵されたくないという明確な感覚で、それ

を生きる権利の問題として考えそして政府なりあ

るいは関係方面に対しても問題が起きないように要

求をしていくところまではまだ高まつ

ていないと、いうふうに私は率直に思うのであります。そういうことがなぜそこにとどまつて

いることになつてまいりますと、結局は、政府

がまづもつてコンピューターを持ちそれでもつて

どんな管理をしているかということがオープンに

ならない、公開されていないということが私は大

きな要因ではないのか、こう思うのであります。

O E C D の論議の経過などからしましても、や

はりかくかくの理由をもつてコンピューターを採

用し情報管理をする、それでよろしいなというこ

とがまづもつて国民に知られた上で、ある一定

のコンセンサスを得ながらコンピューターによる

行政管理が行われていく順序を経ていれば

私はそういつたことはなかつたというふうに思つ

んですが、どうしても便利さが先に立ちます。そ

ういつた点では政府だけではなく民間企業その

ものもそういう実態にあるわけありますから、

この点は大いに反省をしながら今後のあり方の問

題としても考えていくべき問題ではないかという

ふうに私は思つてゐるのであります。そういう点

で少し実態というものについて、この際この委員会でも明らかにして認識を深めるべきだ、実はこ

ういう気持ちがしてならないのであります。

そういう点でまず取り上げてみたいと思うのは、郵政関係のコンピューター使用の問題であります。

九十九台も使っておられるし、四つ挙げた省庁の中でも飛び抜けたコンピューターが郵政の場合使

われています。しかも四億を超える項目がコン

ピューターにインプットされているわけがありま

すから、郵政がどんなものをコンピューターにインプットしているのか、まず事情をお知らせ願いたいというふうに思ひます。

九十九台も使っておられるし、四つ挙げた省庁の

中でも飛び抜けたコンピューターが郵政の場合使

われています。しかも四億を超える項目がコン

ピューターにインプットされているわけあります。

郵便貯金、簡易保険等の原簿

ファイル、これが大部分でございます。そのほか

のものとしましては、無線従事者のファイルそれ

からアマチュア無線局のファイルといったよ

うものがございます。

○脱明員(谷公士君)

お答え申し上げます。

郵政省が保有しております個人情報の内容でございませんけれども、郵便貯金、簡易保険等の原簿

ファイル、これが大部分でございます。そのほか

のものとしましては、無線従事者のファイルそれ

からアマチュア無線局のファイルといったよ

うのがございます。

○及川一夫君

ちょっと郵政の方、そこにおつて

郵便の帳簿などについては、確かに世帯主の氏名から始まって家族名あるいは同居者名というよ

うなことを中心にしながら住所が記載されている

ということになると今までいるようではありますけれども、貯金、保険ということになりますと、これは貯金や保険の性格上当然だとは思いますが、証書の記号・番号から始まって大体十項目がコンピューターにインプットされているわけであります。

うかということは私は一つの問題点としてあるよう思つておりますが、郵政事業ではこういったものが主に行われているという点、問題点はそこにあるんじやないかということを指摘しながら、次の問題として厚生省の問題であります。

じようとも考へてゐるわけでございまして、これが将来国民の意識も変わってまいる、医学も進歩してまいる、そういうことになりますとその辺の見直しといふことも当然必要になつてくると思います。

問題は、この郵政省のコンピューターにインプットされている問題について、今度の法案との関係で事前に長官に公示をするために通知をするという項目は幾らありますか、それをお聞かせ願いたいと思います。

○説明員(谷公士君) ちょっと項目数としてお答え申し上げられませんけれども、ただいま申し上げました郵便貯金の原簿ファイルでございますとかそれから簡易保険のファイルでございますとかそれから無線従事者、アマチュア無線局ファイル、こういったものにつきましては事前通知を申し上げることになります。事前通知の対象になつております。

○ 説明員（矢野朝水君） お答え申し上げます。
厚生省関係ではいろいろごございますけれど、
国立病院・療養所の保有します医療情報につき
しては、実は開示の対象から除外されているわ
けでござります。
これはどうううことかううことを考へて
ある、こうすることになるわけですか、とりわけ
厚生省の中でも医療関係の問題ですね。あるい
年金受給の問題でも同じような問題があるかも
れませんが、医療関係の開示の請求というか要
こういうものに対して厚生省として一体どうい
ふうにお考えになるのか。そのことをお聞きし
いというふうに思います。

○及川一夫君 確かにこの中で、契約者の氏名であるとか被保険者の氏名であるとか金受取人氏名、年金受取人氏名、こういった問題などについて、やはり個人の情報としては非常に重要な問題ですね。さらには貸付状況などというようなことも当然知られたくないものとして存在しているということですから、長官に対してもう一つのことを通知しなければいけない。やはり長官のある一定の監督下に置くといいますか、正しい運用をしてもらうためにこういったものが通知をされるということはわかるのでありますけれども、問題は、こういう内容につきまして個人から開示を求められた際に、その開示要求に対してもの本人の権利として認めるか、調査をして通知するだけに終わるか終わらないかという問題は、私は本人にとつては大変大きな問題だというふうに思っているわけです。

そういう面から言いますと、今度の法律案が、この種問題について申し込みがあつた場合に調査をして通知するというだけで果たしていいのかどうをして

と申し上げますと、率直に申し上げましてがん等の不治の病というのがございます。こういったものにつきましては現在でも医師は患者にありのままで伝えない、こういうことが結構多いわけです。一方で、国立病院・療養所の保有します医療情報の中にはそういういた疾病名とか検査とか薬だとかそういうものが入っているわけでございまして、こういったものを開示することが果たして患者にとっていいんだろつか。つまり、医師が患者に通報しないということは治療効果等を考えてショックが大きいというようなことであります。伝えないのでございまして、そういうものを今回こういった法律の中で開示をするということはやはりますいんじやないか、こういった問題は医師と患者の信頼関係にゆだねた方がいいんじやないか、こういうことで開示対象から除外させていただいたと、こういうことでござります。

ただ、この問題につきましては、現在のそついた医学の状況ですか国民感情とか、こういったものに照らし合わせてそういった措置を講

○及川一夫君 先ほど開示請求から除外をする理由が述べられたんですが、確かに患者といっても人それぞれですから、おっしゃられる点がすべて間違いだ、当たっていないというふうには申し上げるつもりはありません。

私も五十九歳までの間に、一度ですけれども胆石という病にかかって手術をしました。私などは正直申し上げて自分の体の状態を知りたいという気持ちの方が先でございまして、たまたまこういう仕事をやつているのですから、心臓の方には異常がないというふうに医者が判断したかどうか知りませんが、すべて話をさせていただいた。話をしていたらと、やはり、もりもりと生きる望みといいますか、おれは大丈夫だというのと頑張れば何とかなるんだというそんな気が起きてくるわけですね。だからお医者さんも、そうでない気の弱い江副さんみたいな人には恐らく話をしないのかもしれませんけれどもね。(「江副さん気が弱くなっています。')

も、その検討の過程におきまして、一応開示の対象にはする、しかし相手をよく見て実際開示するか不開示にするかその辺の判断は裁量に任せるとしては一応開示対象、こういうことでやつたらどうか、こういう議論も実はあつたわけです。ただ、そういたしますと、開示を求めた方が実際、あなたの場合は不開示です、こういうことを言われたとなりますとやっぱりそんなに悪いのかということで、医師も教えなかつたしそういう行政機関に尋ねても教えてもらえなかつた、ほかの人は教えてもらえた、私だけは教えてもらえなかつたということになりますとかえつてショツクを受けられるんじやないか。だから、こういつた問題はやはり医師と患者の信頼関係、そいつた中で円満に解決していくたゞく、こういうことが一番望ましいんじゃないかと、こういう結論になつたわけでございます。

○及川一夫君 このことで余り時間をかけるつもりはないんですが、薬の間違いなどということも起きている話も衆議院では参考人の方から意見が

「ない」と呼ぶ者あり）気の弱くないという御意見もあるようですが、さすがにそれはそれとして、いずれにしても患者自身が本人として求めた場合に、一切応じないという原則に立つのはどんなものですかね。この人に言つたらあすにでもころりと逝くというような判断をした場合には確かにそれはちゅうちょするでしょう。ちゅうちょはするけれども、恐らく家族には話をされるんだと思いますね。だから、家族という問題も含めて、開示の要求というか請求というか、あるいは患者が退院をしてまさにリハビリを含めて社会に再出発しよう、そういう努力の段階にある人から請求された場合に、それは認めないとということを果たしていいのかどうか。見直しのことはわかれりましたけれども、むしろそのぐらいのお気持ちがあるなら、出発当初からそうされたらどうかといふふうに思うんですが、いかがですか。

○説明員（矢野朝水君）開示の対象から除外したのは今申し上げたような理由でございますけれど

出ていましたですね、一つの例として。つまり、コンピューターにインプットされた病名というか、そういうものが違つたために別の薬が渡されたなどというようなことも実はあるわけですね。ですから、そういうことなどを含めて原則的に全く開示を認めないなどということについてはこの法律 자체にやはり本質的な問題が含まれているんじゃないかという気持ちがするんですが、一応それはそこに問題点があるということを申し上げて、次の問題として文部省の方にお伺いをしたいのです。

まず、文部省の方にお伺いしたいのは、二月の四月の十三日の新聞報道でございましたが、浜松の小学校において家族調査というものがあつた、その家族調査の内容がプライバシーどころではない、こんなものを調査としてとて教育に一体役立つかという疑問を含めて父母から反発があつて見直しをせよという要求があつたということが報道されました。それで、おおむねは見直しにいくという意味の報道であつたように思うんですけれども、まず、この事件はどうなつたかということについてお伺いしたいと思います。

○説明員(菊川治君)お答えいたします。

学校教育におきましては、児童の一人一人の個性をできるだけ尊重するということとともに、発達段階に応じまして実現ができるような資質と態度を養つていくことを目標としておるわけ

でございまして、そういった意味から生徒一人一人の適性や興味、関心、能力等を十分踏まえた生徒指導が必要なわけでございます。特に、最近、いじめとか校内暴力、登校拒否といった学校教育に適応しない児童生徒がふえてくるときには、そういった観点からの指導が大事だと思っておりま

す。
先生御指摘の静岡県浜松市の小学校につきまして、これは新入生、新入の児童についての家族調査でございますけれども、先ほど申しました児童生徒指導という意味からいいますと、特に新入生の場合は全然情報がないわけでございますので、

家庭との連携の上に立つてこれまでの生育歴とかあるいは家族の状況それから本人の性格とか習癖とか健康状況等を十分踏まえた指導が必要なわけですね。

ただ、その問題の、御指摘の小学校につきましては、確かに余りにも細かく細目にわたります調査がなされておつたということで、校長もその問題を意識いたしまして検討いたしまして、家族の

調査の項目につきましては保護者の最終学歴とか出産状況、授乳状況、持ち家状況とか部屋数の状況といつたそういう細かい生徒指導に直接関係ないものについては削除していく。それからまた、本人の状況についても自由記述をふやしていくとかあるいは特に特徴のあるものについて書いてもらうというふうに改善をし、来年の四月から実施していきたいというふうな報告を受けております。

以上でございます。

○及川一夫君 こういう調査はコンピューターにインプットするんですか。

○説明員(菊川治君)現在 小学校のパソコンの保有状況は、保有校数でいいますと一二・五%、それから小学校でパソコンが操れる先生は六・九%というデータが六十二年度末の状況でございますけれども出ておるわけでございます。

そういうことからしましてごく一部の学校ではこういったパソコンに入れて処理しているという例もあるかと思しますけれども、一般的にはまだ小学校段階ではそこまではいっていないというふうな解釈をしております。

○及川一夫君 将来的にはこれは恐らくコンピューターにインプットすることになると思うんですね。そうなりますと、今課長さんも触れられたんだけれども、長官、とにかく何でもコンピューターに入れようと思えば入るわけして、そういう意味からいうと、削除されたと言うからいいんですけれども、内容的に子供の生育との関係でお子さんが難産だったのか安産だったのか、難産であれば帝王切開であったのかどうかというそういう細か

いところまでお聞きするわけですね。あるいは、

今その子供は排便は一日に何回するとか、どうも教育に余り関係ないようなことがどんどん入れられているわけですね。しかも、今おっしゃられたように、新しい学校に行けば必ず身上調査なるものを書かされるわけですね。その身上調査も大体各学校が独自に発想されているんだろうと思うんですね。

問題なのは、こういう調査をつくる場合に、こういう調査の内容でよろしいかということが一度も聞かれていないんですね。職員会議ぐらいにはかかるのかもしれませんけれども、文部省としてはかかるのかもしれないけれども、文部省としてこうしきらああしろというようなことを通達とかあるいは行政指導等で行われたことがあるのかどうかということも含めてなんですが、いずれにしていきたいというふうな報告を受けております。

以上でございます。

○説明員(菊川治君) はい。
○及川一夫君 ですから、できればやつてほしいと言つだけじゃなしに、この種問題をやるときに是これらは父母の代表と話し合つて了解をし合つてやるというふうなそういう作風をもつてやるべきであるということを文部省あたりが出すよにしませんと私はそれこそあちこちでトラブルが起るようと思う。

大体この中に、夫婦仲が円満にいつているかどうかなんという質問まであるわけですからね。そんなばかな話はないと思うんですよ。夫婦円満であれば子供が何でもかんでもうまくいくとは限らないわけとして、夫婦は仲がいいけれども子供をいじめておつたらどうにもならないじゃないですか。だから私は、そういう意見が学校内で出て、なれば、ちょっと少なくともPTAとかあるいは父兄の皆さん御協力いただけますかと全員には聞けないかもしれないけれどもPTAとかあるいは父兄の代表を集めて確かめた上で納得の上でこういったものを書かすということがなければ、それこそコンピューター時代になつてきていいんですから、勝手気ままに入れられたのではなくたまつたものじゃないという気がするんですよ。その辺のことについて文部省としてはどうお考えですか。

○説明員(菊川治君) 先ほども申しましたように、入学時の児童につきましての生育状況あるいは家族の状況等につきましてはその後の児童の指導に必要な範囲内で行うべきだというふうに思つております。

○説明員(菅沼清高君)お答えいたします。
警察庁で持つておりますファイル及びそこに収容されている情報の量でございますけれども、使ってファイル四項目、どんなことに利用されているのか、お伺いしたいと思います。

○説明員(菅沼清高君)お答えいたします。
警察庁で持つておりますファイル及びそこに収容されている情報の量でございますけれども、運転免許に関する個人情報ファイル、情報量は約五千六百万件でございます。風俗営業に関する個人情報ファイル、情報量約二万件、銃砲に関する個人情報ファイル、情報量約三十三万件、家出人に関する個人情報ファイル、情報量約三万件を作成、管理しております。

このほかに犯罪捜査のための個人情報ファイル

を作成、管理しておりますけれども、その具体的な内容につきましては犯罪捜査活動に影響を及ぼすおそれもございますのでよろしく御了解をお願いしたいと、このよう考へております。

○及川一夫君 私、犯罪のところはあえて究明しないことをいたしましたが、これはお読みにならぬですか。これはお読みになりましたか。

「交番のウラは闇」という、これはお巡りさんでも、ただそうおつしやられても、これに出ているんじゃないですか。これはお読みになりましたか。

も防犯活動等に必要な事項についてお聞きをした
りあるは書いてもらつたものを出していただき
たりするようなことはござりますけれども、これ
はあくまでも協力を願いしているわけでござい
まして、任意を前提にしてのものでござります。
○及川一夫君 公式の場で説明されると御無理ご
もつとも聞こえるお答えになるので、それ自体
に対しても治安を守る立場ですから、国民の財産
と生命を守る立場ですから、ああ結構な話だな
こうなる。ところが、この本の中に書いてあるも
のか何人かのお巡りさんいろいろ聞いてみると
と今課長が言つたような形のものではないんです
な。建前はそうかもしませんけれどもね。

住所、氏名は当然でしよう。あるいは家族構成
とか、日本人でなければ国籍を聞くとか、勤務先、
生年月日あるいは同居者のこと、これだけならま
だ何かわかるような気がする。何のためにするん
には、巡回といふことで自分の管轄している区
域を交番に勤務されているお巡りさんが家庭訪問
していろいろお聞きになるでしょう。質問をする
と法律的な根拠はないというふうにおつしやられ
ているんですが、巡回といふことでいろいろ住民
のプライバシーにわたるような問題を聞いて歩い
てお尋ねしているんだとか、あなたのところ
に小さい子供がいるでしよう、迷ったときに連
れていく必要があるから実は調べていいんだと
きたときに道順を教えるために必要だから巡
回をしてお尋ねしているんだとか、あなたのこと
に小さくおつしやられていたら、あなたがいろいろ
聞いてみると、政治活動であれば党籍の話で
あるとかあるいは家族の中に何人関係していま
すとか、しかもそれは必ずしも本人の家に聞く
だけでなくて隣近所に聞いてみたりとか、あるいは
労働関係、精神異常者あるいは思想関係、購読
している新聞の種類、出身校、友人関係、とにかく
必要だと思ったことは何でも雑学的と言われても
せんので、お答えするのはいかがかと思います。
○説明員(菅沼清高君) 興信所のことにつきまし
ては、私ども直接どうということをどういうぐあい
にやつてお聞きになるのかにつきましては承知しておりま
せんので、お答えるのはいかがかと思います。

○説明員(菅沼清高君) 興信所のことにつきまし
ては、私ども直接どうということをどういうぐあい
にやつてお聞きになるのかにつきましては承知しておりま
せんので、お答えるのはいかがかと思います。
○及川一夫君 あなたもならぬという保証はない
から、調べておく必要があるんじゃないですか。
なぜ私がそういうことを言うかと云ふと、まず
この興信所を経営している人が元警察官であつた
と仮定しますね。この方が上層部であればあるほ
ど昔の手下というのをいわゆるわけです。警察の機構
を皆わかっているわけです。警察ではどんなもの
を調べているかもわかっているわけです。した
がつて、こんなものはとちょっと連絡をして、頼
むよと言うと、住所と生年月日と氏名を言えば一
時間後には返ってくることになつてゐる。それほ
のあるものでございまして、巡回連絡をコンピュー
ーターに入れるんですか。

○説明員(菅沼清高君) コンピューターファイル
につきましては、先ほどお話をしましたもの、つ
まり四つのファイルとそれ以外は犯罪捜査に関係
が、それぞれ担当する地域の家庭や事業所などを
訪問いたしまして警察から防犯や事故防止のため
の連絡、その他必要な連絡をやるために活動でござ
いまして、その折に、お話のように家庭や事業
所の任意の協力を前提にしてはござりますけれども

ターエに入れているということはございません。
はそれとして、犯罪捜査に役立てるんですから悪
いことではないと思う。しかし、興信所と警察が
はあくまでも協力を願いしているわけでござい
ます。そこで金銭授受まで含めて——警察が売つて
いるんじゃないですよ。担当している人がさつ
たりするようなことはござりますけれども、これ
はあくまでも協力を願いしているわけでござい
ます。

○及川一夫君 入れていらないという証明をどこで
するんですか。

○説明員(菅沼清高君) 入れていらないという証明
と言われましても大変困るわけでござりますけれど
も、現在ファイル化しておりますのは、先ほど
お答えいたしました四ファイルとそれ以外は犯罪
捜査に直接かかわるものでございます。

○及川一夫君 それなら、職業として興信所とい
うのがあるでしよう。これには警察の関係の方が
非常に多いんですね。

それで、その興信所で多い案件は、結婚をする
ときに相手のことを調査するのがかなり多いとい
うわけですね。半数以上だとうふうに聞いてい
ます。そうすると、結婚の相手を調べるには、今私
が読み上げました、住所や何かはともかくとして、
名前から始まって、不良であるかないかとか、精
神異常はないとか、家族構成はどうやとか、大
きな実害はあるから実は調べていいんだと
思つてお尋ねしているんだとか、あなたのこと
に小さくおつしやられていたら、あなたがいろいろ
聞いてみると、政治活動であれば党籍の話で
あるとかあるいは家族の中に何人関係していま
すとか、しかもそれは必ずしも本人の家に聞く
だけでなくて隣近所に聞いてみたりとか、あるいは
労働関係、精神異常者あるいは思想関係、購読
している新聞の種類、出身校、友人関係、とにかく
必要だと思ったことは何でも雑学的と言われても
せんので、お答えるのはいかがかと思います。
○説明員(菅沼清高君) 興信所のことにつきまし
ては、私ども直接どうということをどういうぐあい
にやつてお聞きになるのかにつきましては承知しておりま
せんので、お答えるのはいかがかと思います。

○説明員(菅沼清高君) 興信所のことにつきまし
ては、私ども直接どうということをどういうぐあい
にやつてお聞きになるのかにつきましては承知しておりま
せんので、お答えるのはいかがかと思います。

○国務大臣(高島修二) 警察関係の内容について

私はつまびらかにいたしておりませんが、一般的に行政については適法、公正に行わなければならないということは当然のことでありまして、公務員には法令を遵守する義務がございまして、かつまた知り得た秘密はみだりに漏らしてはならぬといふ守秘義務も課されておるわけであります。

そういう観点に立って適正に職務を遂行すべきものである、そして知り得た情報についてみだりにそのような形で流されるというようなことはあってはならないことである、このように考えています。

○及川一夫君　それはそうです。そうなんですがけれども、一つの例として、興信所がもと警察におつた古集との関係で知り得る一つのレールといいますか、そういうものを持つていて。本人が開示請求をしても見せられないものがほかの人ほどんどん見ることができる。これこそ、個人の秘密だけじやなしに本人の生きる権利まで侵していいはこの保護法の中になければ筋が通らないいやないか、何が保護しているんだということになるんですが、長官、それはそう思わないですか。

○国務大臣(高鳥修君)　この法律の第四条に個人情報ファイルを保有する場合について厳密に規定をしておるわけでありまして、「法律の定める所」を記録される個人の範囲は、前項の規定により特定できる限りその目的を特定しなければならない。あるいはまた記録される項目につきましては「範囲及び処理情報の本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲は、前項の規定により特定された個人情報ファイルを保有する目的を達成するため必要な限度を超えないものでなければならぬ。」等々といったしまして、要するに、適正な行政の執行のために必要な限度においてそれ以上の

ものを保有してはならないということを、特にコンピューター処理された情報について厳しく要求しているところであります。

○及川一夫君 長官、わからないんですよ。
あなたはそういうふうに自信を持つておっしゃられるんだけれども、それなら、今、警察にある犯罪捜査用の調査票というのはどういうものがあるかというのを御存じなんですか。一つ一つ答えられますか。

○國務大臣(高鳥修君) 先ほど申し上げましたように、警察がやつております職務の内容について私は、私自身必ずしもつまびらかにいたしているものではございません。

ただ、この法律で縛りますと同時に、公務員には守秘義務あるいは法令の遵守義務等がございまして、それらに基づいてきちっとやるべきものであって、もしそれに違反するような事実があるならばそれ相応の処分を受けるべきものであるとうふうに考えます。

○及川一夫君 要するに、中身は知らないが警察で調べたいいろんなものはほかに漏らしちゃいかね、漏らした者は罰しますということを長官は言つておるだけなんですよ。

しかし、そうは言つても漏れているでしよう、漏れる場合があるでしようと、漏れる場合があるということを考えるとなおのこと自分がどう記録されているかということは非常に気になつてしまふありますが、侵されているのか侵されていないのか。だから、せめてそれを見せなさいといふことに主張するのは決して誤りじゃないし、当然の権利だと思うんです。それを犯罪捜査上といふことで横に置いちゃつてはいるわけだ。もし横に

査に必要な項目とは何かについて、何か、委員会やなんかで合意でも得てもらわないと安心して寝られぬという気持ちにもなるんです。しかし、そんなことを今までしていいでしよう。警察庁で犯罪捜査に必要なものはかくかくしかじかのものがありますわね。少年カード自体は、十年間、間違いなく本人が移動するところへ全部ついて回るようになつてゐる。よくなろうが悪くなろうがついて回るようになっているんです。それで、十年ぐらいで捨てると言うけれども、果たして捨てるかどうか。コンピューターは捨てないで済むんです、やろうと思えば。

だから、そんなことまで考えると犯罪捜査という言葉一つで片づけるのではなくしに、どうしてもそうしなければならないというなら少なくとも国民の代表に、こういう項目は少なくともファイルにしておかなきいかぬということを相談する場があつていいじゃないですか、理解を求める場があつていいじゃないですか、そういうこともなしに犯罪捜査というだけですとんと片づけてしまうというのは大変な問題じやないですかと。これはOECDの勧告からいつても、アメリカを初めとした先進国がやつてゐる保護法からいつても、私は大変大きな問題だというふうに思つてゐるんですが、いかがですか。

合においても必ずしもその理由の明示を求める
というような規定をいたしておるところが多うござ
ります。

したがいまして、警察でいかなる個人情報ファ
イルを持つかということにつきましては、それは
別途大いに御論議をいたすべき問題ではあるう
と思いますが、この法律を実施する上において大
きな支障ではないというふうに考えております。
○及川一夫君　いや、それはファイルを所有する
立場の方から見たら何にも支障はないですよ。非
常にやりやすいです。しかし、ファイルされる立
場からいいますと、今申し上げたような支障を非
常に感ずるわけですよ。だから、少なくともその
道だけは開くべきではないかということが基本的
な要求として存在するということだけはまず私は
申し上げておきたいと思います。これは結論を出
すに当たって大きな問題点だというふうに申し上
げておきたいと思います。

実態論は、本来なら私は各省ごとに全部挙げて
やるべきだと思うんです。そういう點ではこの
問題の締めくくりとして、各省ごとに四省やりま
したけれども、今議論しているような立場に立つ
て総務庁としてまとめて資料としてお配りいただ
けないか、こういうふうに考えるんです。

というのは、五十七年かに各省のが出てきたこ
とがある。このことが衆議院でもかなり議論され
ておるんですね。総務庁のお答えとしては、今鋭
意調査中だ、集めている、しかしこの衆議院の内
閣委員会には間に合わない、あと二週間ほどかかる
る、こう言っているわけです。ですから、当時の議
論からいうと二週間たったんじゃないですか。そ
ういう意味ではまとめてひとつお配りいただきた
いというふうに思いますが、いかがですか。

○政府委員(重富吉之助君)　先生から申し出がござ
いましたことにつきましては、私ども、調査結
果の取りまとめが終わりましたので明後日でも先
生方にお配りをしたい、こんなふうに考えており
ます。

らなきやちよつとおかしいわけですね。十月の十五日の議論だというふうに記憶しておりますからもう一ヶ月近くたっていますので、ぜひお配りいただきたいと思います。

次に、正直に申し上げまして我が國の國民といふのは、個人情報とかプライバシーということに対する感度、これは非常に薄い國民だというふうに私は思うのであります、大変失礼だけれども。なぜなら、実は衆議院に参考人でおいでになつたプライバシーを守る中央会議、これは十五年前に結成されているはずなんであります。その動機をつくつたのが、私もその一人だというふうにあって申し上げておきたいわけですが、要するに、コンピューターによってプライバシーがどんどん侵されてしまう。コンピューターといふのはそもそも行政の仕事の効率を上げるためにつくつたんじやなしに軍事目的があつてコンピューターが使われた。したがつて、一番先に設置されたのがペンタゴンですね。アメリカの陸軍省ですよ。陸軍省が兵器やなんかにいろいろ使おうと思ったんだが、これほど便利なものはないという観点から、今度は兵隊さんの思想関係から住所から氏名からいろんなものを管理するようになつたんですね。これは便利だということで行政に使い始めたところが、データバンクは一つ。したがつて番号さえ付せば何でもわかる。これは大変だということで、プライバシーの侵害反対から始まって、今度はデータバンクを別々にした。戸籍は戸籍、社会保険は社会保険、財産は財産、税金は税金というよう別々にしたんですね。したがつて、これでもつてプライバシーは守られる、こう思つておつたんですが、番号が一つであるという前提に立ちはつた。やがて日本にもIBMが上陸するよ、IBMが上陸するということはコンピューターが行くよ、行つたら必ず蔓延するはずだからプライバシーのことは大事だよということで、本来の

調査の目的はコンピューターと合理化で行つたなんですが、帰ってきてみたらブライバシーが大変だというので始まつたのが十五年前なんです。だから、総理府とか総務庁とか何々庁と名前がしょっちゅう変わるものでそれがどれだけさっぱりわからぬのですが、そこにはもう十五年間足しきく行きまして、国勢調査では封筒に入れるなどを推奨したりなんかしているわけですよ。それで初めて政府も、OECDの論議もあり国際化の問題もあって保護法案を出されてきたという経過なんですね。

ところがこのプライバシーの問題は、プライバシーといつたって、語音是非常にいいんだけれども何のことかさっぱりわからぬ。だからこの際と
いうことで、日本人は言うたら悪いけれども外人に弱い、外人にしゃべらしたら集まりもいいし理解も早い、というのでアーサー・ミラーさんを連れてきて、百五十万かかったけれども東京プリンスホテルでプライバシーを守る国民会議を大盛況にやらしてもらった。そこから少しずつ行っていくんですが、このプライバシーという問題について当局の方はどういう御理解の上に立ってこの保護法案をつくられたか、プライバシー並びにプライバシー権という問題を含めましてお考えをお聞かせ願いたい、このよう思います。

することは、いわゆる政府が持つております個人の情報、データであります。このデータについてかかるべき保護をすることが緊急の課題であるというふうに考えてこの法案を提案したところをごさいます。しばしばプライバシーの保護として不十分ではないかという御指摘がマスコミないし先ほどお話をありましたような団体ないしは弁護士会、労働団体等から強く出されておることについては私どもも十分承知をいたしておりますが、この法案をもつてそれにおこなえするほどの内容には到底なつていことはやむを得ない、このように考えておるところでありまして、当面、先ほど来御指摘がござりますように、電算機がこれだけ活用されしかもそれがオンライン化されいきつつある、そういう状況の中できちつとした管理をすべきである。今の状況では各省がそれぞれ持つているものについて野放し状態になつておる。幸いなことに日本におきましては、幸か不幸かと申しましようか、縦割り行政というものが非常に縛めつけが強うございまして、今までデータが横に流れ利用されたという例は極めて限られたております。しかしながら、今後そうした姿がだんだんに発展していく場合にきちっとした網をかぶせておく必要があるというふうに考えまして、とりあえずスタートとして政府が持っております個人情報について規制を考えたということがこの法律の内容であります。

したがいまして、民間部門なりプライバシーの保護全体については、今後当然検討すべき課題であるという認識をいたしております。

○及川一夫君　長官の方から率直に法案との関係を含めて述べられましたから、現状に対する評価の問題としては意見の違いはありません。ただ、お互いにこの委員会だけ言い合いしているだけではこれはいけないわけですね。当然、今長官がおっしゃられた問題点を意識すればするほど、やはり国民全體にも呼びかけなければならぬし、それからそれぞれの階層の方にもやっぱりそういう意味での関心というものを十分持つてもらえる

よう考へておるところでありまして、当面、先ほど来御指摘がござりますますよう、電算機がこれだけ活用されしかもそれがオンライン化されたいきつたある、そういう状況の中できちつとした管理をすべきである。今の状況では各省がそれぞれ持つておるものについて野放し状態になつておる。幸いなことに日本におきましては、幸か不幸かと申しましようか、縦割り行政というものが非常に締めつけが強うございまして、今までデータが横に流れ利用されたという例は極めて限られてはおります。しかしながら、今後そつした姿がだんだんに発展していく場合にきちっとした網をかぶせておく必要があるというふうに考へまして、とりあえずスタートとして政府が持つております個人情報について規制を考えたというのがこの法律の内容であります。

したがいまして、民間部門なりプライバシーの保護全体については、今後当然検討すべき課題であるという認識をいたしております。

ような方法、手段というのがどうしても私は必要になつてくると思うんです。

したがつて、お言葉の中にプライバシーということになれば法務省の管轄というお話をございましたが、僕は法律的に律すればいいというもののじやないと思うんです。やっぱり政治というのも入つて初めて、プライバシーとは何かとかプライバシー権というものは何かといふことが正しい意味で結論が出されるものだと私は思うんですね。

そこで、長官にもう一度お伺いしたいんですけども、そういう御感想を持つておられる。したがつて、とにかく政府として縦割り横割りの問題じやなしに人間一人の問題として全体が結集して論議すべき問題だというふうにおっしゃるのなら、この法案が通つた後といふことになるでしょうが、何かそういう構想ございまますか。法律が成立すればそれでおれの役は終わりだから別なやつに譲るというのではなくて、長官として引き継いでいくといふようなことを含めて、何かまとめでいく構想というものがおありですか。

○國務大臣(高島修君) この法案におきましてはとりあえず国が持つております電算機処理をされた個人情報に関する規制を考えておるわけですが、民間部門につきましては、通産省あるいはまだ大蔵省さらにはた経済企画庁等々においてそれぞれガイドラインの設定なりあるいはまた研究会なりをやつておられるところであります。それで、この法律が制定されますがそれが一つのきっかけになつてなお一層前進していくことを私どもも期待をしているところであります。総務省といたしましても、行政の総合調整機能等も発揮いたしましてそうしたことについて推進をしていく努力をしたい、いうふうに考えておるところであります。プライバシー全体の問題については、国民意識の高揚と相まって努力をしていかなければならぬ問題というふうに受けとめておりま

けれども、そういう御感想を持つておられると。したがつて、とにかく政府として総割り横割りの問題じやなしに人間一人の問題として全体が結集して論議すべき問題だというふうにおっしゃるのなら、この法案が通つた後といふことになるでしょうが、何かそういう構想ござりますか。法律が成立すればそれでおれの役は終わりだから別なやつに譲るというのではなくて、長官として引き継いでいくといふようなことを含めて、何かまとめていく構想というものがおありですか。

○國務大臣(高鳥修君) この法案におきましてはとりあえず国が持つております電算機処理をされた個人情報に関する規制を考えておるわけですが、民間部門につきましては、通産省あるいはまた大蔵省さらには経済企画庁等々においてそれぞれガイドラインの設定なりあるいはまた研究会なりをやっておられるところであります。それで、この法律が制定されまればそれが一つのきっかけになつてなお一層前進していくことを私

りの団体で今制定をしたりあるいは研究中といふところも多うございます。つい最近も自治省においては、これまで第1次の研究会を発足させたようになります。これは非常に幅広い研究をなさるようでござりますので、それらの御意向なども見守りながら一緒に努力をしていただきたいというふうに考えております。

○及川一夫君 ゼひそういった立場で全体のものにしていく努力をひとつお願ひしたいというふうに思つております。

さらに一方、総務庁が担当だと思うんですが政府広報、これは総務庁じやございませんか。

○國務大臣(高鳥修君) 総理府です。

○及川一夫君 総理府ですか。失礼しました。

総理府の問題なら問題として同じ政府ですか、國民意識の問題と、いうふうに触れられましたようにぜひプライバシーというものを大事にすることから、それからアライバシーといふのは自分だけじゃない、他人のこともあるわけですから、そういうものを含めての広報宣伝というものをぜひ強化されるべきじゃないか。税制はまだ意見一致していないだけれどもそちらの方は大分お金をおかけになつてゐる。頭に入る一つの問題点でもあるんですが、この個人情報の保護法の問題、成立の経過など、今後の展望を含めて見直しをしなければいかぬという点もあるわけですから、そういう点をかなり意識されて國民意識が高揚するようになります。

○國務大臣(高鳥修君) この法律が成立いたしました暁には、個人情報についての開示ということもございますので、それらを含めましてできるだけ国民の皆様方にこの法律について御理解を深めるような努力はいたしてまいりたいと思っております。

○及川一夫君 そこで、次の問題として、この法律の内容と国際的な批判といいますか、このことをひとつ取り上げてみる必要があるんじゃないかな

というふうに思つうんです。先ほど長官のお答えの中で国それぞれの条件を加味してというふうに言われたんですが、大体国際関係というのはみんなそうじやないですか。これだけはもうそのものすぱりなんというのは、国間関係ではあつたにしても、その他大勢入った会議の中ではそういうものはほとんどなんですよ。私の体験によれば昔そうです。しかし、そこに問題があるんじやないです。やっぱりこうあるべきだというところにいかに近づくかまた近づいている姿勢が国際的に容認されるかされないか、ここに私は問題のポイントが隠されていると思うんですよ。

そういう意味でお尋ねをいたしますと、OECDの勧告に対しても今回の法案というのには十分でない、不十分さはある、こうおっしゃられておるわけですから一体これは何目なんですか。あるいは、勧告そのものが一〇〇だとすればこの法案は何%まで到達したのか。ゼロでないことだけは確かにようですが、どう判断されていますか。

○國務大臣(高島修君) OECDガイドラインの設定に至る経過につきまして私なりに勉強はさせていただいたわけですが、ヨーロッパ各国におきましては個人情報というものが既に国境を越えて流通しているという認識が先にございました。また、事実もあったわけであります。

それは、例えば臓器の移植なんかで、私もこの前テレビを見ていてびっくりしたんですけど、ある国でドナーの適当なのがありますとそれを全然違う国のところへヘリコプターで運んでいつですぐに臓器移植をやってしまつ。それは、適当な移植を受ける人があるということがコンピューターにインプットされていて、こういう人があるからどうだというので出しますとすぐその適合者が出てくるというような国境を越えた流通が既に行われている。そこで、OECDとしては、そういう必要性を認めながらなおかつ個人の情報について適正な管理がされなければならないというそういう趣旨に基づいてこのOECD勧告が行われた、とい

ことであります。でありますから、OECDの勧告といふものの一つには、そつした行政の需要というものがスムーズに行われる必要があるということに配慮をしつつ、なおかつ個人のプライバシーといふものを守らなければならない、こういう観点に立つての勧告であるというふうに承知をしておるところであります。

私ども、実はこの法案を作成いたしました後にOECDに対しまして、日本としてはこういう法案を作成して国会に提出して成立を図りたいということで報告をいたしております。これに対しましてOECDから、その活動報告の中で評価をされております。これはOECDの事務局の報告という形であります。日本が近く個人情報保護法案を制定する予定である、その法案の内容は全体としてはOECDの基本原則に合致するものである、「ザビルアズアホウルミーツザプリンシブルオブジOECDガイドラインズ」、このういうふうにして報告が出されておるところであります。OECDのいわゆる勧告のガイドラインには沿うものであるという評価を全体として受けておるということであります。

でありますから、何点つけるのかねとこう言われますと、それは評価される立場によつていろいろと違つてくると思いますが、私どもとしてはOECDガイドラインに合格をしておるものであると、このように理解をしておるところであります。

○及川一夫君 合格と言つてからには五〇%以上、できれば長官のお立場としては最低でも七十点とこういうふうに宣言されたというふうに受けとめておきます。ただ、言えども、そういう外交辞令もいろいろありますからね。皆さんが行くとそういうお話が出るかもしだれけれども、我々サイドが行くとちやちやめちゃにやつつけられるときがありますからね。

そこで、他人に責任をなすりつけないという意味を含めて、OECDが勧告をした収集制限というのがある、それから本人の同意、勧告はそれを

基本であります。収集するにしても開示請求するにしてもとにかく本人が主権だというそういう立場に立つておられるわけですよ。そういう立場に立つておられる点からいって今度の保護法案というのは一体それに沿つておられるんですかどうですか、こういうことになると二つともバツになっちゃうわけですよ。我々からいってこの要素というのは五十点ぐらいの価値があると思いますよ。だから長官が言われた、七十点で合格だとこういつても、五十点引いただけで五十点しか残らないわけですから、果たしてそういうふうに言い切れるのかなという問題。

それから、情報の質では、確かに必要最小限とすることでの目的の特定とか正確、完全、最新のものという意味で安全を確保しているという点ではおおむね沿つておられるというのも、五分の四ぐらいはほとんど入っているかもしらぬという評価ができるわけじゃない。

それから、目的の明確化の問題では、収集目的の事前明示ということは、長官に権限を与える写えないということよりも、何か事前に明示することについてはかなりの部分適用除外というか削除というかがされているのではないか。あるいは、目的変更の理由明示の問題についても入れることになつていいないというふうにやつていきますと、我々の判断からいってやっぱりかなりの数のバツが出てくるわけです。だから、これは合格点だということで見直しき、四年か五年か知りませんけれども、それまでには一度やつてみようといふことでのいいのかどうか。一つだけでも大事なところであるわけだから、本人というものを重視したものがついて何とか取り入れていくことが私どもからいえば必要ではないかなというふうに思うんですけれども、絶対今の法律案の修正はできませんか。

○国務大臣(高島修君) 先ほど申し上げましたように、私ども、いわゆるOECDの諸原則に合致するようすそれを踏まえて作成、立案をしたつもりであります。

本人同意という問題につきまして、私もドイツの立法例などにつきまして実はヘッセン州の担当官と直接話をいたしまして意見も聞きました。本人同意ということについての問題について、彼らはこのように説明をいたしております。それは、法令等に基づいて収集をされる場合には本人同意が無いものではあります。それはいけないよということであって、役所が法令に基づいて行うものについては、これは法律で政令の施行上必要なものであるから、それについて任意に収集している場合に本人の同意がないものはその通りです。國の場合は大部分がそういう形で行われておりますので、したがつて本人同意ということは問題ではないのか。そのかわりに、厳しく収集についての制限を課すと申しますようか、法の適正な執行上必要なものに限るんですよということを規制することによってその目的は達成されるというふうに判断した次第であります。

その他いろいろな条件におおむね合致しているという評価を受けております。これは少し前になりますが、まだ素案の段階でO E C D の担当官に私どもの案を示したところ、これは外交辞令かもしれないが、ガスマンという人ですが、まあ百点満点だという評価を受けたという事実もあるわけでありますので、そうふうできなものではないのではないかというふうに思つております。

○及川一夫君 まあ大変知識の豊富な長官にしては少し足りない点があるんじやないかと僕は思いますが。

それは、世界各国それぞれ法体系も違いますし、それから一つの法律をつくつていくシステムも見て見かけは同じようでも進め方は全然違うんですね。恐らく西ドイツの法律の決め方なんというのは、何か諮問委員会をばつとつくつてそこに諮問して答えるが、出たら終わりますなんというようなそんなものじゃないんですね。かなり問題別に分けながらやっていくわけですよ。だから、形からい

えは、国民サイドの意見をくみ尽くしたという形の中で国会において論議をされて法が決まっていく、こういう形なんですよね。我が国はどうかということになると、いいとか悪いとかという前に、素直に見たときに、本当にこれは国民の意を尽くしてやつてきているだろかとこう考えると、やっぱり、何やら諮問委員会というのがあってそこを通ればもう国民の声だ、公聴会一回開けばもうそれで終わりだ、それで十分国民の意見を代表しているんだという形ではほとんど来ているんじやないでしようか。だから、くみ尽くし方が全然違うんであつて、そういうくみ尽くした形が十分な形であれば法令云々というのは確かに問題ないかもしれませんよ。だけれども、我が国では、この保護法案一つ見たって、家庭へ行つて個人保護法と論議をしようとするわけですから、僕はやっぱり一抹の不安を持つし、その不安をなくすには何といつても、本人が開示請求をしたときには最大限尊重して調査して通知するというようなことだけじゃなしに扱えないものかどうかというようなこととか、収集するというけれども収集項目は何かについて相談をするような機能というものがあっていいじゃないかというふうに、どうしてもこだわりが正直言つて出てくるんですよ。これも責任を果たしたいからなんですよね。そういうふうに私は考える。

れるんでしようか。普通は個人の秘密を守るといふことは、うそいうことに限定された意見が私は多いと思いますよ。個人の秘密さえ守ってやればいいんだと。そして、民間の場合の話も出来ましたけれども、民間の経営者の方や団体の方といいろいろ議論をしてみますと、プライバシーを守るというのは大事だというところまでは意見が一致するんですけども、何か技術の進歩とか産業の発展を、余りプライバシーを守る守ると阻害してしまって、妨げる要因になる、こういう理解者が非常に多いと私は思っているわけですよ。だから、プライバシーとは何か、プライバシー権とは何かという本質にどうしてもなかなか迫っていくことができない、こういふふうに私は受けとめているんですが、この点はいかがですか。

○國務大臣(高鳥修君) プライバシーという概念の全体につきましては、ただいまお話をありますたような個人の知られたくない秘密をみだりに漏らしてはならないというようなところから、さらに積極的に自己に関する情報の流れをコントロールする自己情報のコントロール権というところにまで最近は学説としてはいろいろ発展しているようであります。それに対する批判もまたいろいろあるようであります。私どもいたしましては、個人の尊嚴というものは国政の上において最大限尊重されなければならないという憲法の趣旨に基づきましてこうした問題について対処をしていかなければならぬものであるというふうに考えているところでございます。

○及川一夫君 その最後の答えはいいんですけれども、要するに、プライバシーという問題は、いろいろなプライバシーにかかるわる情報を持つていて、個に権利があるのか、収集された側個人の情報そのものを身につけているそれ自身に主権があるのかないのかということの分かれ道だと思いますよ。だから、学説的には確かに自分の情報は自分でコントロールできる権利とか新しい言葉を生み出さんですけれども、物を考えなければわからぬというのじなしにわかるようにするに

は、個人情報、プライバシーについてはその人間に
自体に主権があるのであって情報を収集した側に
あるのじゃないということだけはしっかりと踏まえ
てこの保護法案というものを煮詰めるべきだし、
同時にまた見直しに当たってもそういう観点から
見直していくべきだというふうに私は思うです
よ。これは間違いですか。

○國務大臣(高鳥修君) 個人の情報がその本人に
帰属するのかあるいは収集した側にその権利があ
るのかなどというようなことについては、これは学者
先生の御意見を承りませんと、私はどうも法律学
者じやございませんのでその点について的確なお
答えができる立場にはございませんが、いずれに
いたしましても、個人の尊厳というものを政治の
上において最大限尊重しなければならないという
義務を政府は課されておるわけでありますので、
そうした観点に立つてすべて考えていくべきもの
であろう、このように考えておるところであります
す。

それから、いわゆる自己情報の開示権の問題に
ついては、私どももこれを最大限やはり実現をし
ていくべきものであるという姿勢に立つて各省庁
と折衝に当たってきたわけでありまして、開示を
しないという範囲についてはできるだけ局限すべ
きものであるというふうに考えておりますし、今
後また国民意識の変化あるいはまた今後における
コンピューター処理の技術の発達等々日進月歩で
ございますので、それらを踏まえながら改正すべき
点は謙虚に受けとめて改正していくべきものであ
ろう、このように考えておりまして、国会のこ
うした御論議あるいは学識経験者、世論等を常
に勘案しながら対処をしていくべきものであつて
と、このように思つております。

○及川一夫君 ここでは学者の説でもって右へ行つ
たり左へ行つたりする気持ちは全くないんです。
私も学者の説に基づいて発言しているつもりはな
いんですよ。私自身の哲学といいますか、大きさ
に言えばそういう立場から申し上げているつもり
だし、法律というのは、どんなことを言つたって

生き物ですからね。しかも人間がつくるものですから、しかも責任者が決まって決められていくわけですから。そういう意味では、学者の説などといふうに言わないで、長官自身のお気持ちとしてどうなんですかと。

これは、今大変な問題になっているリクルートの株の問題でもそうでしょう。恐らく空白になつてゐるところ、どなたがどうなつてあるのかよくわかりませんけれども、仮にの中にあるものが漏れてきて、私は全然関係ない、裸になつてもいいからどんどん調べてくれと言える事態が仮に長官自身にかぶつたというときに腹立たしいです。うが。おれの名前を勝手に使つたとか、勝手に使うからには住所とか何かをどこかからかせしめているわけですね。一体、おれの住所と氏名はだれが教えたんだと、こういう問題にもなつていて、どうしようが。そのときあなたは、住所と氏名についての権利はだれにあるかと言われたときに、収集した側にある、おれにはないと言えますか。僕はそういうものじゃないと思うんですよ。そういう自分に直きかえてこの保護法はどうべきかということを考えいくと、やはり最後に、長官も触られましたように開示請求についてはといふお話を。これは、開示請求があつたら一も二もなくとにかく本人に対しても見せるということは最低でも僕はなければ安心できないという気持ちなんですよ。

そのところはどうしても変えられませんか。
○國務大臣(高鳥修君) 開示請求があつた場合に、文書でコピーにしてこれを開示するという形になつております。したがつて、例えれば犯歴照合などという場合に、雇用する側で求職者側に対しても、おまえは過去において犯罪を犯していないかどうか、そういうことについてのコピーを持つてこい。というふうな請求をされるというような場合に、果たして本人が請求をしてきたからといって直ちに交付をするということが適当であるかどうかといふような問題の論議などもいたしまして、そういうふういろいろな論議を重ねた上で不開示の

範囲というものをおのずから定めたわけでござります。私どもいたしましては、開示請求については最大限できるだけ開示をする、しかし、やむを得ない場合、本人の利益にならないような場合には開示をしないということでの法案についてのぎりぎりの限界線を引いたというふうに御理解をいただきたい次第であります。

なお、また他国の例を出しては恐縮であります。が、実は西ドイツで、これも私、調べた話でありますけれども、初めやつぱり開示がうんと来るだろうと思つて大変だということで手数料を五マルク取るというのを決めたんだそうです。ところがやつてみたら一向に来なかつたので五マルク取られるというところに開示請求ができる意味があるのではないかというふうに理解しております。○及川一夫君 どうも長官、表情からは非常に善意の答弁のよう見られるんだけれども、言つておられるることはちょっと逆立ちつてしまませんか。僕はそんなふうに感ずるんですよ。なぜなら、おまえの犯罪歴を持つてことと雇用先から言われた、だから請求する、それは本人に不利だからやめておけと。このロジックは、なぜそういうロジックになるんですか。一番いけないところは雇用する側にあるわけでしょう。やるやらぬではないんです。開示するしないじゃないんですよ。これは、そんなことを請求する雇用者が悪いんであります。僕ならそんなところで働きませんわ。ばかりかしくてといふに考へるし、同時にまた常に政府の側は、この種の問題になる悪いこと悪いことばかり並べるわけですよ。そして一方では、加えるとしたらこれしかないと、こういう言い方。

そのところは、僕ならそんなところで働きませんわ。ばかりかしくてといふに考へるし、同時にまた常に政府の側は、この種の問題になる悪いこと悪いことばかり並べるわけですよ。そして一方では、加えるとしたらこれしかないと、こういう言い方。

○國務大臣(高鳥修君) 開示請求があつた場合に、文書でコピーにしてこれを開示するという形になつております。したがつて、例えれば犯歴照合などという場合に、雇用する側で求職者側に対しても、おまえは過去において犯罪を犯していないかどうか、そういうことについてのコピーを持つてこい。というふうな請求をされるというような場合に、果たして本人が請求をしてきたからといって直ちに交付をするということが適当であるかどうかといふような問題の論議などもいたしまして、そういうふういろいろな論議を重ねた上で不開示の

あるから原則開示を認めないみたいなそういう話に発展さるのは逆立ちだと私は思いますね。長官、電話番号だって入れるのは大変なんですよ。電話をつけたら電話帳に入れられるものだと思つている人は黙つているだけの話なんです。聞いてごらんなさい。あなたの番号を電話帳に印刷しますかしませんかといつたらかなりの人数が嫌だと。大体一五%から二〇%ぐらいは電話帳に印刷しないでくれという状況なんですよ。それも一つのプライバシーといいますか、おれの番号を知られるのは嫌だと。しかも住所も書いてあるものですから、住所まで知られるのはなお嫌だと。つまらないダイレクトメールばかり来ちゃつてしまつたという意味も含めて、とにかく嫌だというのです。これはいいか悪いかは別なんですが、社会の一員としてどうだ、もつとオープンでいつたらどうだというけれども、意外と文化人と芸能人とかマスコミの人にはそういう意見が多いですよ。私の体験でも、余りにも電話料金が間違いがあるからせんからね、内訳をつけろという世論が出来ましたね。そのときにNTTもいろんな諮問委員会をやつたようです。私も別に立場でやつたことがあります。それで、芸能人とか文化人とか有識者という人は何月何日何時何分、どこの番号からどこの番号へのぐらう話をしたといふいう内訳をつくることについては大いに賛成されると思つたんです。ところがこれは反対なんです。

そして、必要のある者にだけ出せみたいなそういう結論になつたんです。

○及川一夫君 もう時間も参りましたので、あとはまた同僚議員の皆さんからも本質的な問題、各条審議を含めて御意見が出ると思いますが、今、長官からお話をありましたように私が申し上げてある点を否定的にとらえてはおられない、要するに前向きにいざれにしてもそういう問題を含めて答えを出さなきゃいかぬ、こういうお気持ちで御答弁されたというふうに理解したいと思います。

長官が苦労されてきたことは僕なりにわかっています。だから、その苦労をわかれればわかっているんです。だから、その苦労をわかれればわかるほど、本当は各省ごとにプライバシーとは何かとやりたいんですよ。これをやらないことには絶対大事なところだと思うんですよ。そのところ

を本日の意味でぜひ押さえるために、この保護法案は私は出してくれたということ 자체は評価しているんですよ。全然何にもないんですからね。こんなもの反対してつぶせば得手勝手に歩いていくだけなんですから。こんなばかな話はないんですよ。だから、法案が不十分であつても何とかしなきやならぬという気持ちは僕らも持っているんですけれども、問題は、そう言いながらもただ一人の意見といたらかなりの項目で示してもらいたい、やつてもらいたい、こういう願いなんですよ。それは、長官、もうあきまへんか。

○國務大臣(高鳥修君) 及川委員から本法案について大変御理解のある御発言をいただきましてありがとうございます。私ども、自己情報については原則開示ということと各省間の折衝をいたしましたのであります。しかしながら、御承知のように政府一體の原則でございますので、各省間の合意がなければ法案としては政府で閣議決定できないわけでござりますので、ぎりぎりの折衝を通じまして最大限開示範囲を広げたというのが実情であります。

ただいまありましたような御意見等を踏まえながら、私どもとしては今後できるだけそうした方向に向かつて努力していくといふに考えております。

○及川一夫君 もう時間も参りましたので、あとはまた同僚議員の皆さんからも本質的な問題、各条審議を含めて御意見が出ると思いますが、今、長官からお話をありましたように私が申し上げてある点を否定的にとらえてはおられない、要するに前向きにいざれにしてもそういう問題を含めて答えを出さなきゃいかぬ、こういうお気持ちで御答弁されたというふうに理解したいと思います。

長官が苦労されてきたことは僕なりにわかっています。だから、その苦労をわかれればわかるほど、本当は各省ごとにプライバシーとは何かとやりたいんですよ。これをやらないことには絶対大事なところだと思うんですよ。そのところ

最後には竹下総理からこうこの問題を半断されるとかの問題なんですよ。むしろそういう体制をつくることが私は一番大事だというふうに思うんです。縦割り横割り、言いたいやつはまあ勝手なこ

では反対の方向で質問をするというわけではなくてはならないわけですが、しかし、疑問は疑問でござりますので率直に御質問を申し上げたい、こう思っています。

どのような形で具体的に国内的に実施するかは加盟国にゆだねられているわけでございます。ただいま御質問がございました件でございますが、OECDの主要な目的の一つといいますのは

達に伴いましてある國の個人データが國際的なデータ通信によりましてほかの國に流れ、蓄積処理されるという状況を指しているものと思われます。

ついでにやにやして喜んでいる人もいるかも知れない。それは失礼な話だというふうに思いますね。だから一番反対したやつを次の総務厅長官にすればいいというぐらいに思うんですよ。意地悪そうだけれども、そのぐらいの身に感じてもらわないと

この「ハイハイ問題」と「ハイハイ文化」とをなし
て、自分で追い込まれたときには終わりな
んですけどからね。それをしっかりと受けとめてこの
保護法案というものの内容についての是非を論じ
ませんといけないんじゃないかというふうに私は

まあいざれにしても、この法律案に対しては我が党としては極めて重要視いたしておりますし、粘り強く長官以下総務庁の方、自由民主党の皆さんを御説得申し上げるということを申し上げまして、私の質問を終わります。

○委員長(大城眞順君) 午後一時に再開することとし、休憩いたします。

○委員長(大城眞順君) たたいまから内閣委員会を開いて、議題として、質疑を行います。

○飯田忠雄君 このたびの法案を拝見いたしましたので、根本的には三つの部門で疑問があるよう思いますのでお尋ねを申し上げます。

○説明員（小田野辰丈君）お答え申上げます。
御案内のように、一九八〇年の九月二十三日に
OECD、経済開発協力機構におきまして、プライ
バシー保護と個人データの国際流通についての
ガイドラインに関する理事会勧告を採択いたしま
した。このガイドラインは、プライバシーを保護
するとともに、情報の自由な流通を確保すること
を目的としておりまして、OECD加盟各国に対
しまして、他の加盟国のプライバシー保護にかかる
わる国内法に留意しつつ、この目的を達成するた
めの手段を講じるよう要請しているものでござ
います。

このガイドラインは、その性格上法的な拘束力
を有するものではありませんで、各国に対しまし
て努力目標を設定するものでございます。これを

報を集めておる途中における個人情報の保護の問題ではないかという疑惑が生ずるわけであります。この点につきまして、外務省の御見解はどのようになりますか。

○説明員（小田野辰丈君）　お答え申し上げます。先ほど申し上げましたように、OECDの主要目的の一つといいますのは世界経済の発展に貢献するための政策を推進することですございまして、その意味で科学技術を含む分野からそれに資する措置につきましてガイドラインを設定する形で加盟各國の検討を促している次第でございます。個人データの国際的な流通と申しますのは、国境を越えて個人のデータが移動するものでございまして、最近におきますコンピューター技術の發

ての保護法なのか、あるいは国際経済協力をする
に当たって生じてきました経済に関する個人デー
タの保護の問題なのか、その点のところを明確に
しておきませんとこのたびでできます法律の適用範
囲が解釈上非常に広がってしまうおそれがあるわ
けですね。そこでこの問題を取り上げるわけでござ
ります。つまり、国際経済協力に関するものな
んですから、結局それを考えてみますと、例えば
国際貿易それから為替管理といったようなものが
ござりますね。そういうものに関する情報でプログラ
ミンサーに関するものができた場合の保護のこと
ではないだろうかという一つの疑念が生じてくる
わけです。

そこで、これは通産省とか大蔵省の所管かもし
れませんが、貿易関係とかあるいは為替管理とか

午後一時一分開會

午前十一時五十八分休憩

私の質問を終わります。

兄としては極めて重要視い。

せんといけないんじやないか

すよ。自分が追い込まれた

二三九

うにやにやして喜んでいた

これが私の大事だとい

第一部分 内閣委員会會議録

その他いろいろの税金を取る場合のものとか、外國の人から税金を国内で取り得る法律があるかどうか知りませんが、そういうものも出てくるわけでしょうね。そういうような問題について現実はどうなつておりますか、お伺いいたします。これは通産、大蔵、ありましたらひとつよろしくお願ひします。

○説明員(中島一郎君) お答えを申し上げます。

通産省の者でございます。

経済活動の国際化に伴いまして、今御指摘のような貿易関係情報あるいは金融関係情報あるいはその信用取引に關係しますような情報、そのような経済関連データを中心としまして幅広い分野のデータがコンピューター処理で企業内あるいは複数企業間でオンライン、磁気テープ、ディスクとさまざまに電子的な媒体を使いましてさまざまな形で広範に国際流通しております。そういうふうな認識を持つております。特に企業活動の一環としてこれらの経済関連データがネットワークを用いながら自由に流通していくというケースもふえてきておりまして、この傾向は今後の技術進歩に伴いましてさらに一層進展していくというふうに考えております。

さて、個人に関する情報につきましては、個別具体的にすべてを把握しておるというわけではございませんが、一例を申し上げれば、例えば国際的なクレジットカードの決済に関します信用情報につきましては、例えばそれぞのネットワークの中での信用情報の流通を図つて信用供与を円滑に図っている、そのようなケースもあるというふうに伺っております。

○飯田忠雄君 大蔵省の方に御意見がございましたらよろしくお願ひします。

○説明員(白須光美君) 大蔵省でございます。民間の情報などにつきましては、今通産省から御説明のございましたとおりのことが行われているんじやないかと承知いたしております。金融関係等につきまして政府関係の情報ということでござりますと、金融関係につきましては現在のとこ

ろまだコンピューター化がおくれておりますし、若干検討中ではございますが、金融関係の個人情報報を大蔵省としてコンピューター化するという段階に至つております。したがいまして、当然国際流通等もいたしておらないところでございます。

○飯田忠雄君 これは総務庁の方からいただいた訳文なので外務省の訳文ではありませんけれども、一九八〇年九月二十三日に採択の「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告」、こういうのがございましてその勧告の附属文書の中に定義が書いてあるんですが、この定義の内容を少し知りたいと思うんです。外務省にお尋ねいたします。これは総務庁が訳されたんだけれども、実際に扱われたのは外務省だと思いますので。

そこでこういう定義があるんです。
このガイドラインにおいて、「データ管理者」とは、国内法によって、個人データの内容及び利用に関して決定権限を有する者を意味し、そのようなデータが、管理者又はその代理人によって、収集、貯蔵、もしくは流布されるかどうかは間わない。

こう書いてありますが、この場合の「データ管理者」というのは、このたびの国内法によりますとどれに当たるのでしょうか。例えば総務長官のことなのか、あるいは各省政府の管理者のことなのか、あるいはそれ以外の者のことなのか。外務省で理解せられておる意味はどういう意味でございましょうか。

○政府委員(重富吉之助君) お答え申し上げます。

各省庁の大蔵または長官でございます。

○飯田忠雄君 そこで、つまり今度の法案をつくる根本的理由になりましたのは、「プライバシー保護のこのOECの勧告が出たので、それにこのためには今度の法案をつくるということになりました。この勧告で言うもののはほんの一部だけのことについての法案をおつくりになつたとますと、この勧告で言うもののはほんの一部だけのことについての法案をおつくりになつたと申しますが、その点はどうですか。

○政府委員(重富吉之助君) これはそれぞの御理解によつて違うと思ひますけれども、まずちよつと申し上げたいのは、OECの勧告が昭和五十五年九月に出されました以前に既にOECの加盟国の中のうちスウェーデンを初め九ヵ国はこのデータ保護法というのをつくつておるということです。

○説明員(小田野辰丈君) ただいまお読み上げいたしましたテキストにつきましては、これは部内で使つておりますが、訊いたのは実は外務省ではございませんでした。その点はひとつ御説明申し上げようと思います。

それから二つ目には、各國の制度にあわせましてどういうふうに解釈するかという部分になりまことに御高承のとおり、アメリカのIBMを中心とした世界的であった、そしてちょうどコンピュータが非常に導入されましてヨーロッパ、各国の個データの処理がIBMを中心に行われておつたお答えになるかと思ひますので、改めて担当

のところから御説明申し上げることになろうかと

思います。

私どもが今回御提案申し上げております法律では、各省庁の長官、所管データファイルを持っている行政機関の長である、こういうふうに理解しておられます。

そこで、この定義からおつたんではないか、つまり民間であれば会社の社長とかあるいは自治体なら市町村長とかになるでしょうか。これを国家で総務長官ということに今度の法案では限定されてしまつておりますね。そういう意味ですか。それもあるいは各省の大臣の意味で理解されておるんでしょうか。

○政府委員(重富吉之助君) お答え申し上げます。

各省庁の大蔵または長官でございます。

○飯田忠雄君 そこで、つまり今度の法案をつくる根本的理由になりましたのは、「プライバシー保護のこのOECの勧告が出たので、それにこのためには今度の法案をつくるということになりました。この勧告でございませんで、臨調の最終答申では、情報化の進展を踏まえて、いわゆるコンピューター等が多く導入されるというその状況を踏まえて、行政に対する国民の信頼を確保する見地から、この個人情報保護の対策について制度的検討をするべきであるという答申をいたいたのに対応してこの立法化の作業に入つたということでございまして、必ずしも先生のおっしゃるようなことにはならないのではないかというふうに考えております。

○飯田忠雄君 ただいまのお話で、OECではなくして臨時行政調査会の答申なんだというお話でございまして、これは総務厅からいたいた文書でございますが、立法の背景からして、この電子計算機によるところの情報の処理が非常にふえたということ、それで国民の不安感が増大した、そ

これから国際化対応どころありますて、国際化対応のところがOECDの問題ですね。前の二つがあるのでつづったんだと、こういうことになるといふことだと思います。

○政府委員(重富吉之助君) お答え申し上げます。
国民の不安感の国民というのはどの範囲のもの
だったんでしょうか。

○政府委員(重富吉之助君) お答えを申し上げます。これは、実は、私ども総務庁の方で調査した結果ではございませんで、コンピューターの処理に

よる個人情報といふものの秘密保護といいますか、保護のために昭和六十年に総理府の方で世論調査をやつたわけでございます。これは三千人の

国民をアンケートに抽出いたしまして調査するものでございまして、先生のお手元にも資料がござい

ますと思いますが、行政機関における個人情報保護対策が必要ではないかということを七六%の方

がお答えになつております。それから、その前に、コンピュータ処理によつて個人の権利利益の侵

害が起ることのないかというおそれを国民が抱いてゐると、方々の割合が六九%、約七割弱と

いう調査結果が出ております。そういうことを踏

まえで私どもは不安全感が増大してきておると
ういうふうに申しておるわけでござります。

○飯田忠雄君 その不安感の具体的な内容はもちろ
んいろいろあると思いますが、例えば、背番号を

つけられて税金を強制的に取られでは困るだとか
あるいはいろいろデータを備えつけられておるた

めにそれで例えはある行為をしたらすぐばれてしまふとか、そういうような不安感というものがあ

しかし一般的に国民がそういう不安感を持つておったかというと、これは七六%もあるという

ことが出てくるそういう統計のとり方にどうも不思議な気がするんですが、これはどういうふうに

○政府委員(重富吉之助君) 総理府の調査の方法
しておとりになつたのですか。

につきましては私はつまびらかにいたしません

が、一応、いろいろな政府の施策を決定するに当たりまして事前にどういうふうな国民の世論、意向であるか、何といいますか、国民の世論を調査するためにはやつておられるのでございまして、かなり長くやっておられましてこの内容について余り御疑問が出た例を私は聞いておりませんけれども、かなり信憑性のあるものであろうというふうに考えております。

○飯田忠雄君 これは後で行政組織のところで問題にすべきことだつたんですが先に出てきましたが、各省庁で、例えば税金を取るために大蔵省・国税庁でいろいろ調査をされておる。その調査にしても、国民が申告した材料に基づく調査なんですね。別に調査官がおつて調べて回るというものではないでしよう。申告をする、その申告というのが積み重ねられていくというだけのものですからね。こういうものについてはそんなに不安がないのではないかと思うんですよ。それから、税金を取り立てられるとかあるいは不利益なことを仰せつかるのは困るということ、そういうことについての不安に対応するのがもし今度の法律案だとしますと、どうも今度の法律案はそういうことに對応できないような気がするんですが、その点どうですかね。

○政府委員(重富吉之助君) 法案の基本的な枠組みというものを御説明しなければちょっと御理解いただけないかと思いまして、大失礼でござりますけれどもちょっと申し上げますと、今度の法律案といいますのは、行政機関が持っております個人情報をまとめましたファイル、個人情報ファイル、どんなファイルを持っているかということを各省庁から事前通知していただきまして、総務省の方で一括してそれを公示する、あわせて各省庁でも個人情報ファイルの閲覧簿といいますか、それを国民にお示しいただく。二重の形で国民にお示しするわけございます。その中の情報が間違っているか間違っていないかということを調べるために、日本で全く新しい制度でございますが開示請求権というものを認めているわけでござい

ます。そして、いろいろ御議論はござりますけれども、もしもその個人情報に誤りがありました場合には訂正の申し出をすることができる、そしておなじ御不満のときには再度訂正の申し出をすることができる、その際には文書で行政機関はきちっとお答えをする必要がある、そういうふうなことを決めておるわけでございます。そのほかに、この個人情報ファイルは漏えいしないようにまたは漏失しないよう、そういうことで安全の確保とそれから正確性の確保とかそれから個人情報が他へ流遁して漏えいすることのないように利用、提供の

「制限の原則」というふうに言われておりますが、私どもが今御提案いたしておりますこの法律案におきましても、直接収集段階の制限ではございませんが、第四条にございますように、行政機関が個人情報ファイルを保有する場合には所掌事務の範囲内でしかも目的をできるだけ特定して保有しなければならない、しかもそのファイルに記載する事項等はできるだけファイルを保有する目的を達成するために必要な限度を超えないようなものでなければならない、そういうふうな制限を設けているわけでございます。

○飯田忠雄君 結局、そうしますと、OECDではその内容についても義務はなかつたわけじよ

○政府委員(百崎英君) 私の方からちよつととりあえずお答えを申し上げておきますが、収集すべきあるいは保有すべき情報の内容等につきましてはいろいろと議論があつたようにお聞きいたしております。

しかしながら、先ほど先生おっしゃいました用
想あるいは信条等のいわゆるセンシティブ情報と
いうものにつきましても随分議論があつたようですが、
さういふ点は、今がほんとうにどうな

ござりますか。結局は、万人が読め得るよなに、シテイブ情報というものを限定することはできない、困難である。そういう結論に達し

たよつに聞こでおります。

○飼田忠祐君 実は、おこした思想、信条、宗教などについて実際には各官庁でお調べになる必要はない。考へつゝこと三十。別

必要性が生ずる場合もあるかもしれません。例えば、法務省の犯罪捜査の場合とかあるいは文部省

の宗教行政の場合とかございますね。そういう場合との関係は今度の法律案ではどういうふうにな

○政府委員(百崎英君) 先ほどもちょっと触れま
るでしょうか。

したが、この法律案の第四条におきましては、行政機関がその個人情報ファイルを保有する場合に

は、当該機関の「法律の定める所掌事務を遂行する」の必要で場合に限り、かつ、できる限りその

るため必要な場合に限りかつてきる限りその

目的を特定しなければならない。」、こういうような規定がございますので、法律の定める所掌事務に全く関係のないような情報をファイルとして持つということはここで当然禁止されるということになるわけでございまして、今例に挙げられました、例えば宗教関係の行政につきましては文部省の方で所管いたしておりますけれども、文部省はそういう所掌事務を遂行するため必要な場合に限つてそういう関係の情報を保有できる、こういうことになるわけでござります。

○飯田忠雄君 結局、國が行政を行ふに当たつて必要なものがやはり集められないと行政はできませんから、それはやむを得ないと思いますよ。

問題は、それを外に出すことが問題ではないか。つまり、漏えいすることです。集めても構わぬが、漏えいされるから人権侵害になるわけでございまして、漏えいしてはいけないといふ分野についてファイルしたもの、こういうものがありますよ」ということを開示すること自体、それはどうでしようかね。つまり、漏らしてはいけないもの、発表してはいけないものがありますよということを公表するということはどういうことを意味するんでしようか。

○政府委員(百崎英君) この法律案でいわゆる開示請求の規定がござりますけれども、その趣旨は、先ほどから御議論がござりますように、国民の側から見れば、行政機関が一体どういう情報を蓄積しているかを利用しているのか、特に自分の情報については、いかに利用するか、特に自分の情報を公表するということはどういうことを意味するんでしようか。

問題は、それを外に出すことが問題ではないか。つまり、漏えいすることです。集めても構わぬが、漏えいされるから人権侵害になるわけでございまして、漏えいしてはいけないといふ分野についてファイルしたもの、こういうものがありますよ」ということを開示すること自体、それはどうでしようかね。つまり、漏らしてはいけないもの、発表してはいけないものがありますよということを公表するということはどういうことを意味するんでしようか。

○飯田忠雄君 今こののような問題につきまして、現在は政府ではきちっとやっておられるから問題はないと思います。しかし、現在一番問題なのは、プライバシーに関する情報が世の中にはんらんしが過ぎておりますね。こういう現実をどうするかと云うことが目下の急務ではないかと思います。知られたくないことを平気で集めて知らせるという風潮が今国民の中にわいておりますね。

こういうのは、知りたがっているから、知る権利があるから知らせるべきではないかということでお済むのかどうか。プライバシーの問題ですよ。これについての何らかの規制方法がなければ、行政官庁でどんなに規制するとおしゃっても意味がないことになります。これは憲法の問題ですよ。個人の尊厳の問題もござりますしね。

だから、そういう問題についてほっておいて、今度の法律だけをおつくりになるということは片手落ちではないか、こう思われるが、この点はどうでしようか。

○國務大臣(高鳥修君) ただいま委員御指摘のような問題が存在することは私どもも承知をしておりまして、プライバシー全体についてやはりこれはかかるべき保護、規制すべきものではないかというふうに考えておるところでありますし、また、いわゆる個人のデータにつきましても、民間に蓄積されている分が相当大量にある、これが野放しになつていいのかという問題が存在することは、当然承知しているところであります。

ただ、一方、政府が保有しております個人データも、先ほど来担当の方から御説明申し上げておりますように非常に大量になつております。これがコンピューターの特性といたしまして連結をされたりあるいは検索が容易であつたり、いろいろとこれに適当な規制をかけない場合には個人の利益を保護するに欠けるところができるといふことがあります。したがつて、いわゆるプライバシー全体ということを見ました場合には私ども

で、御指摘のような疑問はないのではないかと考へております。

○飯田忠雄君 今このような問題につきまして、現在は政府ではきちっとやっておられるから問題はないと思います。しかし、現在一番問題なのは、プライバシーに関する情報が世の中にはんらんしが過ぎておりますね。こういう現実をどうするかと云うことが目下の急務ではないかと思います。知られたくないことを平気で集めて知らせるという風潮が今国民の中にわいておりますね。

こういうのは、知りたがっているから、知る権利があるから知らせるべきではないかということでお済むのかどうか。プライバシーの問題ですよ。これについての何らかの規制方法がなければ、行政官庁でどんなに規制するとおしゃっても意味がないことになります。これは憲法の問題ですよ。個人の尊厳の問題もござりますしね。

だから、そういう問題についてほっておいて、今度の法律だけをおつくりになるということは片手落ちではないか、こう思われるが、この点はどうでしようか。

○國務大臣(高鳥修君) ただいま委員御指摘のような問題が存在することは私どもも承知をしておりまして、プライバシー全体についてやはりこれはかかるべき保護、規制すべきものではないかというふうに考えておるところでありますし、また、いわゆる個人のデータにつきましても、民間に蓄積されている分が相当大量にある、これが野放しになつていいのかという問題が存在すること

は、当然承知しているところであります。

それで、総理大臣といふものは、憲法によりますと、これは国会が指名した唯一の内閣の首長でございます。したがつて、総理大臣といふものは、総理が御自身で全部何もかもやらなければなりませんので、したがつてその一部につきましてそれぞれ担当の大臣を定めましてそれを処理させておるという形だと思います。

そういう中で、総務庁といたしましては、総理の命を受けて、総理にかわりまして政府の人員、機構の管理監督等をいたすこととなつておるわけあります。そういう立場からいたしまして、今回も総理の命を受けた立場で、総理にかわりましてこれらのファイルの一括的な保有についての法律を管理させていただくという立場に立つておるものというふうに考えております。

○飯田忠雄君 このたびの法律案につきましては、総務庁の所掌事項の最後に、各法律で付与した権限、こう書いてありますから、それはいいですよ。

今度の法律をつくつて総務庁長官に一つの権限を与えるんですからそれはそれでいいんですが、そういうこそくなことをしないで初めて総理から総理府長官にすべきではないか。国家行政組織の上からや

はり検討すべき内容だと私は考えますので、そう
いうことについて将来考慮されるかどうか。考慮
しない、そんなことはだめだ、総務省は外局で結
構だと、こういう御意見なのか、その辺のところ

○國務大臣(高鳥修君) 行政改革担当の総務庁といたしまして自分の権限強化ということをそう軽々には言い出しえないのでございますが、省庁間の統合等の問題も行政改革の一環としてはございますので、そういう際には、私の考えといったましては、総務庁というのは非常に重い責めを負つておるところでございますのでただいまの御意見等も十分踏まえて検討さるべきものであらう、こう思っております。

○飯田忠雄君 それでは、もう一つの問題の、行政組織の原則と本案との関係についてお尋ねを申します。ほかの問題もたくさんござりますけれども、一応これが質んでからやることになります。

今日の行政といつものに対する考え方方は、私が申し上げるまでもなく戦前における行政の定義は、司法、立法以外のものは全部行政だというのが定義でございました。私が大学で習ったときの定義もそうだった。しかし、その定義は、戦前における行政重視の定義でございまして、今日の民主主義の我が国においては不適当な解釈だと言わざるを得ないわけです。今日では、御承知のように、国権の最高機関は国会、こうなつておりますので、したがいまして国会で決めたことを実現していくのが行政の任務だと、こうなります。

そうなりますと、法律で決めてある内容だけを行なうのが行政だということにならざるを得ないわけです。もちろん外務関係では憲法で決めてある内容の実施でございますから、それもいいです。法律は憲法も含めた意味の法律ですから。そういうことになりますと、一々行政機関が所管する事項というものを細かく書きまして、その範囲を外

れることはできないということが今日の行政の根本原則だということになつております。行政法の先生の中には、今でも古い考へておる、間違つたことを言う先生もおりますが、それは憲法の研究の足らない人の話ですから、この際は無視して論じたいと思います。

権限として決めております。これは法務省の所掌事項を強化しておると、いうことですね。こういうようなことでありますて、やむを得ぬ場合に付加権限はつけるものであるわけです。

そこで、今度の法律案について疑問が生じますのは、個人情報は各行政組織において所掌事項

の範囲内で集められる、これは行政上必要だから集めることが法律で認められておるわけでござりますね。それで、その集めた情報は電算処理をしようがしまいが、そういうことは関係なく各省の責任において集める、各省の責任において保管し、これを外に漏らさないという義務が課せられておるはずです。所掌事務を限定したなどということは、よそへ漏らさない、移さないという義務を設定したと同じ意味だというふうに法律学上は理解いた

そこで、どうしてもよその省のものを統制をとる必要があるという場合には——ないことはありません。それは、各官庁が信用できないから監督機関を設ける。それと、そこまでの事態ではないのではないかといふうに考えられるわけです。これは我が国が国民主権制の国家であるからこういう行政機構であります。例えば元老院の国家ではこうすることはない

間違つたことを防ぐ、という体制でございます。そ
れに、ソビエトとか中国の場合は、党主権で
ありますから、こういう場合には中央集権が極度
になされでおりまして、そういうことはなくして統
制をいたしますけれども、我が国の場合は分散行
政、つまり分散をすることによって悪事を防ぐ、
間違つたことを防ぐ、という体制でございます。そ

うしますと、個人情報というものが集まつた場合に、これは各省が責任を持つて処理しておれば事足りりではないかといふそういう考え方が当然わいてまいります。それに対しまして、そういう考え方もあるだろうがそれではこういふわけで都合が悪いよ、だから今度はこの法律をつくつていろいろ届けさして監督するんだ、こういう意味で今

度の法律案はできたのであろうと思われます。

そこで、具体的にその間の問題はこの法律案をつくるときに議論をされたのかどうかということですが、これはいかがでしようか。

○國務大臣(高鳥修君) ただいま委員御指摘のうな問題は現実に存在したわけでありまして、

総務省長官は実はもっと権限を強化しろ、指導実は始めたのであります。これは、各省庁が持ておりますデータが今非常に多くなっておりまので、したがつて政府としてこれに対する統一な管理運営をすべきであろうということからいしまして、各省庁におきましてもその点について御理解をいただいてこの法律案がまとまりたけであります。

助言、監督権限を持たすべきであるというよう意見もあつたわけあります。しかしながら、在御指摘のように総務庁は他の省庁に対しまして上にある存在ではないわけでありますので、たがつて本法案の中で、その点につきましては料の提出並びに説明要求あるいは意見の陳述をするというにとどまつておるわけでありまして、導、助言、監督というようなことにはなつていわけあります。その点は、従来の総務局設法を踏まえて、この法律案において規定されてゐるところであります。

なおまた、本法律が施行されました場合に国の側からいろいろな行政苦情というような形で申し出のありました場合には、これは苦情処理と う形で総務庁が受けとめて対処をすることはある得ることであります。

○飯田忠雄君 その点は了承しました。
それで、この際、こういう法律につきましては、行政監察
界各國でどういうような法律をつくつておるか
いう機会もないわけではございませんので、そ
した機会に意見を申し述べるということはあり
ることでござります。

うことになりますと、一々行政機関が所管する事項というものを細かく書きまして、その範囲を外

その事例をもしかつておれば御説明願いたいん
ですが。これは総務厅でしたね。

○政府委員(重富吉之助君) お答え申し上げます。
ちょっと申し上げますと、OECD加盟国における個人情報保護法の制定状況についてお尋ねだと思いますが、OECD勧告の前に、先ほど申し上げましたように、スウェーデンのデータ法というのが一九七三年の五月に制定されています。それから、アメリカで一九七四年、プライバシーフラク法というのが制定されております。それから、フランスでデータ処理、データ・ファイル及び個人の諸自由に関する法律というのが一九七八年の一月にできております。それから、ごく最近で申し上げますと、勧告が出ました後に、カナダで一九八二年の七月にプライバシー法というのができております。それから、一九八四年にイギリスでデータ保護法というのができております。一番最近でございますと、フィンランドで一九八七年に個人データファイル法というのかできているという状態でございます。

○飯田忠雄君 これは私の方でいただいた資料が

古いので間違つておるかもしれません、OECD

Dの勧告に対し、国連で議論をしたときに今おつやつた法律を出しておる国が大分反対をしておるんですね。つまり、結論を出すときに審議に加わらなかつたということが注に書いてあります、あれは間違つておるんですね。

○政府委員(重富吉之助君) 御質問の趣旨が定か

にちよつと理解できないわけでございますが、理事会勧告が採決された際に棄権をした国がどれどあつたかということでございましょうか。

○飯田忠雄君 そうです。

○政府委員(重富吉之助君) 英国、カナダ、豪州、

アイルランド、イスランド、トルコ、この六カ国は

棄権をしておりますが、その後、この六カ国は

いずれも棄権を取り下げております。カナダは先ほど御紹介しましたように法律をつくりましたし、それからそのほかの国々も法律作成の

検討中であるというふうに聞いております。

○飯田忠雄君 それで、法律の内容を総務庁にお尋ねするのはちょっと無理かもしませんけれども、わかつている範囲でいいですが、イギリスが

法律をつくつたとおっしゃいましたね。そのイギリ

スの法律は、今度の我が国の法律のような形式のものでしようか。それともまた違った形式でしょ

うか。

○政府委員(重富吉之助君) 私も英国の法律をつ

まびらかにいたしませんけれども、基本的に我が

國の法律とほぼ同じ規定であるというふうに理解

しております。

○飯田忠雄君 と申しますのは、電算機処理に係る個人情報だ

けを対象にしておりまして、マニュアルのものは

対象にしていないこととございます。その

ほか若干違うところもあると思いますけれども、

定かにしておりませんので省略させていただきま

す。

○飯田忠雄君 それでは、この問題はこのぐらい

にしておきまして、法案の中で二、三お尋ねをいたしたいと思います。

○飯田忠雄君 開示の規定を設けられた理由でございますが、

これは衆議院で各党からいろいろ御質問がござい

まして、それに対する御答弁があるのを拝見いた

しました。その御質問の中には、個人情報はその

個人のものであつて個人に所属する、所有権が個

人にあるんだから、だから開示請求権が当然ある

んだ、こういうような意味で御質問なさつておる

ようを受け取れるわけですが、これにつきまして

御答弁は、まあそうだ、個人のもののようなもの

ですという意味の御答弁であつたと思ひますが、

これはどうでしようかね。(つまり、個人情報とい

うものがその個人の所有権に属する、個人のもの

だという考え方には、少し疑問があるよう私は思

うわけです。開示請求権の根拠は、所有権に基づ

くのではなくて、明らかにこれは真実性を明確に

するという根拠であろうと思います。

そういう点につきまして総務庁の御見解をもう

一度明確に承りたい。

○國務大臣(高鳥修君) 先ほど及川委員からも同

様の御質問がございましてその際に私御答弁申し

上げたわけであります。それは本人のものであ

るかあるいは保有しているものであるか、私自身

法律学者ではありませんのでその辺についてど

うことはできませんが、少なくとも御本人に対し

て開示をするということは、それはその記録の正

確性を保証するということのための措置であります

すということを申し上げたつもりでございまし

て、委員の御意見と同じであります。

○飯田忠雄君 保有につきましては先ほど御質問

をしましたので御答弁に満足することといたしま

して、次の問題に入りたいと思います。

それは、今度の法律によりまして国民が受けける

利益というものは、一体、具体的にはどういうこ

とがあるでしょうか、お尋ねいたします。

○國務大臣(高鳥修君) 本法律によりまして国民

の受ける具体的な権利でございますが、まず、具

体的に申し上げますと、個人の情報というものが

今はそれぞれ職務の忠実な履行義務でありますと

かあるいは秘密保持義務でありますとかによって

保護されではおるわけでありますけれども、電算

機の場合にはどうも侵されやすいということから

いたしまして、具体的には個人情報の利用、提供

を制度的に制限することによりまして自己に関す

る情報がみだりに他人に知られるものではないか

といふ国民の持たれる不安が解消されること。

第二に、個人情報ファイルの公示、開示請求権の設

定によりまして、国が持つておる自己の情報を知

ることができるということ。第三番目には、訂正

の申し出を制度化し正確性の確保を義務づけるこ

となどによりまして、誤った情報に基づく不利益

処分を受けるおそれが少なくなること。さらによ

ることができるということ。

第三に、行政情報システムの発展のための土台が整備

されまして、行政サービスの向上、行政の効率化

が期待できるということをございます。

それから、地方公共団体におきましてはかなり

制定が進んでおるわけですが、都道府県に

おいてはまだ全く現在のところ制定されておりま

せん。国が制定されると都道府県も今後恐らく

制定に向かわれるのではないかと思われますし、

特殊法人などにおいてもその保護対策が促進され

るであろうと考えられます。

それから、私どもいたしましては、この法律

の制定をきつかけにいたしまして民間部門における

個人情報、先ほど来問題になつておりますが、

これにつきましてもなお一層保護対策の前進を期

待することができるのではないかというふうに考

えております。

○飯田忠雄君 いろいろ衆議院で行われました質

問に対しまして御答弁がございましたが、その中

に、実態的にはオンライン化しているのだから、

したがつてこの状況から規制が必要と思われるの

で今度の法律をつくるのだというような御答弁がございました。

それで、オンライン化ということは、行政官庁

でどの程度にできるおることでございましょうか、お尋ねいたします。

○政府委員(重富吉之助君) お答え申し上げます。

私たちもが昭和六十二年度末現在で把握しております

電算機といいますのは、先ほども御答弁いたしましたが、八百三台でございます。その八百三

台のうちオンライン処理を実施しておりますのは

六百八十七台でございまして、全設置台数の八

五・六%に達しているという状態になつております。

○政府委員(重富吉之助君) お答え申し上げます。

私たちもが昭和六十二年度末現在で把握してお

ります電算機といいますのは、先ほども御答弁いた

しましたが、八百三台でございます。その八百三

台のうちオンライン処理を実施しておりますのは

六百八十七台でございまして、全設置台数の八

五・六%に達しているという状態になつております。

今後もオンライン化というのはさらに進展して

いくものであろうというふうに考えております。

○飯田忠雄君 オンライジ化の実態で、例えば、

本庁と地方機関との間のオンライン化ということ

なのかな、あるいは各省庁間すべてにわたるオンライン化

化の実態で、例えば、本庁と地方機関との間のオンライン化

なのかな、あるいは各省庁間すべてにわたるオンライン化

化の実態で、例えば、本庁と地方機関

うと少なくとも電算処理される個人情報はすべてこの法律の対象にする、そういう仕組みを実はつておるわけでございまして、そういうデータを中身に含みますファイルを保有することを第四条で制限する、そういう仕組みをこの法律ではとつておるわけでございます。

特に収集制限をそれ自体で規定しませんでしたのは、そういう意味でいわゆる各行政機関が情報収集を行います場合には、これは電算処理のため情報を集めるとかあるいは手作業のために集めるとかそついたような区別は、実際問題としてもほとんどそういう区分けはございませんで、実際の収集された情報がかなり大量に蓄積される、そういうたよな段階になりまして、しかも電算機が導入される、そんなよなな事態になりまして初めて電算処理をしようか、こういう問題になりますのでその収集自体のところでいろんな制限を課すということはまた別途いろいろな問題がござりますので、この法律ではファイル保有の段階で一応そういう規制をかけているということでございます。

なっています。

そこで、伺いますけれども、この法律は、そういう点で個人のプライバシー権を保護することを目的とした法律ですか。

○国務大臣(高鳥修君) けさの新聞の社説は私も読みました。これは毎日新聞の社説であつたと思ひますが、この前に朝日新聞も同じような論調の社説を書いておりました。それから、北海道新聞も同じような趣旨の社説を書いておりまして、社説の個人情報保護法案に関する御意見は、私、全部大体読んだつもりであります。で、私は、新聞の社説を書かれる方にもっとこの委員会に来て我々の説明も聞いてもらいたいと率直に言つて感じておるところであります。

それは、例えば思想、信条、宗教等のことについて、いわばセンシティップ情報としてこれを収集しましてはならないというようなことに非常にウエートを置いた書き方をしておられるわけであります

が、国がその行政を法令に基づいて遂行していく場合に、先ほども御質問の中でも、例えば情報行政なんかをやる場合に全くそれじや宗教のことを記載した情報処理をしてはいけないかといえども、それは行政は成り立たぬということになるわけでありますから、国が適法に遂行し、それを情報として蓄積することはあり得ることであります。

それは、例えは思想、信条、宗教等のことについて、いわばセンシティップ情報としてこれを収集しましてはならないというようなことに非常にウエートを置いた書き方をしておられるわけであります。で、私は、新聞の社説を書いておりました。それから、北海道新聞も同じような趣旨の社説を書いておりまして、社説の個人情報保護法案に関する御意見は、私、全部大体読んだつもりであります。で、私は、新聞の社説を書かれる方にもっとこの委員会に来て我々の説明も聞いてもらいたいと率直に言つて感じておるところであります。

それは、例えは思想、信条、宗教等のことについて、いわばセンシティップ情報としてこれを収集しましてはならないというように非常にウエートを置いた書き方をしておられるわけであります。

私はかねがね申しておるわけですが、私どもは羊頭を掲げて狗肉を売つておるつもりはないのであります。狗肉は狗肉として、これは狗肉でござりますよと言つてゐるのに、羊頭を出せ

羊頭を出せと言わても、それはどうも御期待に沿いかねますと、いうことを申し上げてあるところ

でございます。

○吉川春子君 ですから、私は、最初に法律の条文に入る前に、プライバシーの権利というものをどういうふうにお考へかと、こういうふうに伺つたわけなんですね。

この法律案がプライバシーの基本法ではないと、いうことは繰り返し衆議院で答弁されていますので、私はそこを踏まえてきようは質問をしたいと思います。

それで、プライバシーの権利の定義が非常に高度に情報化された社会において変わってきている場合などにおいてはこれは当たるまるわけでもあります。しかし、國の場合においては、あくまでも適正に法律に基づいて行政を推進していくと、いふべきことであるというふうに私は考えるわけであります。

○吉川春子君 法律案に入る前にちよつと今、私

の場合は、当然民間で勝手に集めたものについても、本人が申し出てこれを取り消しをさせる、消去

をさせるというような権利を認めることはあり得べきことであるというふうに私は考えるわけであります。

○吉川春子君 ただいま申し上げました

から、私ごときがプライバシーとは何ぞやといふことについて確定的なことを申し上げることはできない。たゞ、私どものやつておりますことはやはりプライバシー保護の一環である、通ずるものがあるというふうに申し上げてゐるわけでありま

利というようなお話をござりますけれども、大臣も先ほど御答弁申し上げたように、これはまだ学説の上でもいろいろ議論がございまして、そういう権利をこの法律で実定法化したということではございません。

れでいるというふうに理解していただいて結構だと思います。

なおまた、プライバシー、プライバシーといふように言われますが、これは、私ども、説明の上におきましてはプライバシーという言葉を使って説明は申し上げておりますが、法律案としてはあくまでも個人の権利利益を保護するということであ

○吉川春子君 私は学説がどうあるかということを伺っているわけじゃありませんで、政府が、この法律でプライバシーの保護にも役に立つ、こういうふうにおっしゃっておられるわけなので、その場合のアライバシーとはどういうものですかと、学説ではなくて政府が考えていらっしゃるアライバシーの意味について伺っているわけなんですね。

○政府委員(百崎英君) プライバシーの定義と申しましても、これは人によりまた時代により国によつていろいろ違つわけございまして、なかなか一義的に定義づけるようなものではございません。非常に抽象的かつ多義的なものでございますので、私は大臣も先ほどちょっと御答弁にありましたが、これを一義的に定義づけるということはまず極めて困難でございます。

ただ、この法律で一応電算処理に係る個人情報、それに関する限りの例えばプライバシーというようなことを中心に考えた場合には、やはり人に知られたくない事柄、そいつたことが一つの、何といいますか、割合大きな地位を占めることになるとんではなかろうかというふうには考えておりま

す。

○吉川春子君 そうしますと、人に知られたくない権利、古典的な意味でのプライバシーの権利を申し上げましたような人に知られたくないことが政府は念頭に置いている、この法律はそういうプライバシーの保護にもなると、そういうことですね。

○政府委員(百崎英君) 例えば、この法律で保護される個人の権利利益、その一つとしてだいたいまで守られる、そういうことはござりますが、ただ、先ほどから自分の情報を流れをコントロールする権

ただ、そういうたつ世の中の動
にあるということを踏まえま
いふたことのクロラリーとい
ことでこの法律の中でも自分の
いるかということを開示請求で
を認めるとかあるいは請求した
情報があればそれの訂正の申
いう規定を設けているわけで
いう開示請求権のようなもののは
しては単純にその秘密が保護さ
そつとしておいてほしいとかそ
や性質の違つた、何といいます
意味を持つたようなぞういう機
というふうに考えております。

がそういう流れで、例えばそ
うですか、そういう
情報はどうなつて
るそういう権利
を合に誤つていた
山ができる、そ
ういまして、そ
う考え方によりま
れるとかあるいは
いう権利とはや
が、一步積極的な
行ではなかろうか
とも言われてい
ました五十七年
プライバシー保
本的に取り入れているわ
範囲内において五原則も
○政府委員(重富吉之助) した
ように、OECD勧
このように理解しており
しょか。
○吉川春子君 基本的に
すると受け入れられない
それはどういう点ですか
○政府委員(重富吉之助) 則等がそういうことにな
だけで見ますとなかなか
の御質問にお答えしたい
○吉川春子君 それでは
取り入れたものはどれで
○政府委員(重富吉之助) た

の政府委員(重富吉之助君) 基本的にはそのとおりでございます。(吉川春子君) 基本的にはと言われますと、そうすると受け入れられない部分もあるんですね。それはどういう点ですか。

(政府委員重富吉之助君) 例えば収集制限の原則等がそういうことにならうかと思います。原則だけで見ますとなかなかわかりませんので、個別御質問にお答えしたいと思います。

(吉川春子君) それでは、この五つの原則の中で取り入れたものはどれですか。

(政府委員重富吉之助君) 先ほども申し上げましたように、OECD勧告の八原則を私どもは基本的に取り入れているわけでございますが、その範囲内において五原則も取り入れられていると、このように理解しております。

りまして、プライバシーという言葉を使ってはいる
わけではございません。
○吉川春子君 例えば、総務庁長官が衆議院の内閣委員会で、プライバシーの全分野ではなくて、極めて限られた一分野ではあるが、少なくともプライバシーの一部を保護しようということを目的としてこの法律を制定したとおっしゃっておられる
わけですね。だから、この点からいえば、私は、行政の持っているコンピューター処理の個人情報、こういう限られた一分野ではあってもやはりこの加藤研究会の言つておる原則というのを守らなければなりませんけれども、個人が自己に閲するデータの存在及び内

○政府委員(畠富吉之助君) お答え申し上げます。
この加藤研究会の五つの原則と申しますのは、
私どもの理解では、OECD八原則が若干お互
いに矛盾している面を含んでおりますので、それ
を整理されたものであるというふうに理解いたし
ております。

ただ、この五原則につきましては、OECD八
原則を私どもの法案でそのまま取り入れているわ
けではない、原則として取り入れているという意
味で、この五原則についても原則としては取り入
ります。

○國務大臣(高島修君) いわゆる加藤研究会なるものにつきましては、これはプライバシー保護の研究会としてやられたものであります。こうした研究成果にさらに林研究会の成果などを踏まえあるいはOECDの勧告なども参照しながら、私どもとしては最終的な法案の取りまとめをしたわけであります。でありますから、加藤研究会が指摘した問題意識は我々としても当然持つてはおるわけでありますけれども、それをイコール全部今回の法案に取り入れるというわけにはまいらなかつたというわけであります。

ないんですけれども、これだけ数多くの例外を設けた理由というのはどういうことなんですか。
○国務大臣(高橋修君) 個人参加の原則といふことにつきましては、これは開示を相当部分について認めておりまして、あわせて、誤りがある場合には訂正の申し出をすることができるというような形で、当然本人に対して開示をするということを通じまして本人に参加をしていただくようにいたしておりますところであります。

それから、いわゆるファイルの存在そのものすら、何と申しましようか、明らかにしないといふ

ことにつきましては、これは、やはり国の外交上あるいは防衛上必要なものにつきましてそれを開示することはできないというのは、國の場合にはやむを得ないことであるというふうに考えた次第であります。

もちろん、民間の場合とかあるいは地方自治団体の場合におきましては、そうした防衛がありま

すとかあるいは外交でありますとかというようななことはございませんので、したがつて大部分が開示をされることは当然であるというふうに考えます。

○吉川春子君 各省庁、行政機関が総務庁にファイル保有の事前通知をしますね。そのときに、そ

うしますと全く各省庁の判断で保有ファイルの事

前通知というものが行われるわけですね。総務庁はそれに対して、いやもつとあるはずじやないかとか、これは好ましくないとか、そういうことは全

然おっしゃれないわけですね。

○国務大臣(高鳥修君) この法律案がきちっとそ

の目的に沿つて施行されなければなりませんの

で、その施行上において問題があります場合には

総務府長官として適時適切な措置をとることは當

然のことであるというふうに考えております。

○吉川春子君 その適時適切な措置というのは、

具体的に言うと、どういう法律に基づくどういう

権限なんですか。

○政府委員(百崎英君) この法律案にもございま

すが、例え第一十一條におきまして「総務府長

官は、行政機関における個人情報の電子計算機処理等に関する事務の実施状況について必要がある

と認めるときは、行政機関の長に対し資料の提出

及び説明を求めることができる」、そして二十二

条に「この法律の目的を達成するため必要がある

と認めるときは、行政機関の保有する電子計算機

処理に係る個人情報の取扱いに關し、内閣総理大

臣又は行政機関の長に対し意見を述べることがで

きる」、こういったような規定を設けておりま

で、「各省政府がこの法律の施行に當たつていろ

いろ問題があると私どもを考えました場合にはい

ろいろ各省から説明を求めるあるいは必要があれば意見を大臣が申し述べる、そういうふたよ的な権限規定が書いてあるわけでございます。

○吉川春子君 意見を述べるだけでしょう。ちやんと出させるとかそういうことまではできないと

思います。

さつき大臣がおっしゃられましたが、國の安全、

國の重大な利益に関する個人情報ファイル、これ

は公表されないことになっているわけですから

も、國の安全とか國の重大な利益とか随分広い概

念ですけれども、これはだれが判断するんですか

そして、この広い概念をもつと細かくきちっと特

定するようなことはなきらないんですか。

○政府委員(百崎英君) 基本的には、この法律の

ただいま御指摘のようなどころの解釈は各行政機

関の長が第一義的に判断されるということでござ

ります。

○吉川春子君 各行政機関の長が判断してそして

事前通知をしないファイルというものを決めるわ

けですけれども、國の安全とか國の重大な利益、

この中にどういうものが含まれると大臣はお考え

ですか。

○政府委員(百崎英君) 具体的には、ちょっと私

どもまだ全部を知っているわけじやございません

が、例えば国の大安全といふことで申し上げますと、

結局は、直接侵略あるいは間接侵略から國を守り

ますが、例え六条の二項、ここにはファイル自

身の存在を明らかにしなくてもいい例外が十一号

です。

○吉川春子君 原則開示と大臣は言われましたけ

れども、例え六条の二項、ここにはファイル自

身の存在を明らかにしなくてもいい例外が十一号

です。

○吉川春子君 原則開示と大臣は言われましたけ

れども、例え六条の二項、ここにはファイル自

身の存在を明らかにしなくてもいい例外が十一号

です。

○吉川春子君 大臣がアバウトと言われましたけ

○吉川春子君 國の安全、國の重大な利益それか

ら外交の問題なんかに限ります、これを言います

と大体どのファイルもこの概念に当てはまって、

前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるもの

として政令で定める個人情報ノアイル」と、政令

で定めればどんなものでも入っちゃう。この一つ

の号をとつても公開の原則とは非常に反するよ

う規定になつてゐるんですね。

きょうは、実は文部省、外務省、防衛省に来て

ただいたんですけども、ちょっと個々の問題に

立ち入つて質問する時間がなくなりましたので、

申しあげありませんがこの質問はこの次に譲ること

になります。

官房長官がお見えなので、最初の原則に戻つて

もう一度お伺いしたいと思います。

今度の法律は、繰り返し大臣も答弁なさるよう

に、プライバシーの基本法ではないわけなんです。

ごく一部に限られたものだと、総務府長官の答弁

をかりますと、民間部門、公的部門の両方におい

て電算処理されている個人データはたくさんあ

る、本来ならば民間部門も含めて規制すべき時期

に来ているが論議が煮詰まつてない、民間部門

ということになれば総務府の守備範囲を超える、

ということになれば総務府の守備範囲を超える、

このううううおつしやつておられるわけで、そ

こで私は官房長官にお伺いしたいと思います。

政府としては、プライバシー全般の保護という

のも変な話ですが、限らないでそういうものを考

えておられるのか。また、民間業者の所有する個

人情報について法的な規制も必要だという声も強

いんですけども、そういう将来の計画、それに

ついて政府のお考えを伺いたいと思います。

○國務大臣(小淵恵三君) 個人情報の電子計算機

の処理に伴う国民の不安感、権利利益の侵害のお

それに対応することは、官、民、國、地方を

問わず共通的に必要な課題であると原則考えてお

れども、まさにそれがこの十一号までの規定に当

てはまるわけです。例えば十一号は「第三号から

前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるもの

として政令で定める個人情報ノアイル」と、政令

で定めればどんなものでも入っちゃう。この一つ

の号をとつても公開の原則とは非常に反するよう

な規定になつてゐるんですね。

きょうは、実は文部省、外務省、防衛省に来て

ただいたんですけども、ちょっと個々の問題に

立ち入つて質問する時間がなくなりましたので、

申しあげありませんがこの質問はこの次に譲ること

になります。

官房長官がお見えなので、最初の原則に戻つて

もう一度お伺いしたいと思います。

今度の法律は、繰り返し大臣も答弁なさるよう

に、プライバシーの基本法ではないわけなんです。

ごく一部に限られたものだと、総務府長官の答弁

をかりますと、民間部門、公的部門の両方におい

て電算処理されている個人データはたくさんあ

る、本来ならば民間部門も含めて規制すべき時期

に来ているが論議が煮詰まつてない、民間部門

ということになれば総務府の守備範囲を超える、

このううううおつしやつておられるわけで、そ

こで私は官房長官にお伺いしたいと思います。

政府としては、プライバシー全般の保護という

のも変な話ですが、限らないでそういうものを考

えておられるのか。また、民間業者の所有する個

人情報について法的な規制も必要だという声も強

いんですけども、そういう将来の計画、それに

ついて政府のお考えを伺いたいと思います。

○國務大臣(小淵恵三君) 個人情報の電子計算機

の処理に伴う国民の不安感、権利利益の侵害のお

それに対応することは、官、民、國、地方を

問わず共通的に必要な課題であると原則考えてお

ります。このため、國の行政機関を対象とする本

法律案におきましても、地方公共団体、特殊法人

は、本法の措置を参考として必要な措置を講ずる

よう努めなければならないと規定いたしておりま

そこで、今お尋ねのありました民間部門における個人情報保護対策につきましては、閣議決定されました政府方針に基づきまして経済企画庁、大蔵省、通産省などの関係省庁がそれぞれの立場で所要の検討を行い、措置を講じておるところであります。したがいまして、お尋ねのように、民間部門も含めまして一つの法律すべて網羅するというものではありませんが、今回の法律が制定されることによりまして民間部門も十分政府のこの新しい法律を見ながらこれから一層促進されるものだと、こういうふうに考えております。

○吉川春子君 その場合に、民間業者の方々の個人情報というのは膨大なもので、私自身も時々びっくりするようなダイレクトメールが来るわけですが、個人情報の収集の仕方あるいは保有制限あるいは罰則、そういうようなことも含めて検討になつておられる、こういうふうに理解してよろしいでしょうか。

○政府委員(百崎英君) 民間部門の個人情報等につきましては、それでは通産省なりあるいは大蔵省、経済企画庁等でかなり幅広くこれらの問題に対する対処の仕方いろいろ議論しておられるというふうに伺ております。

○吉川春子君 その幅広くといったのは、今私が幾つか例に挙げたようなことを含めてということですか。

○政府委員(百崎英君) ちょっと私は直接の関係者でございませんので、必ずしも詳しいことはよくわかりません。

○吉川春子君 官房長官、いずれにしても将来は、近い将来といいましょうか、民間業者も個人情報について規制をする、そういう準備を政府としてはやりたいと、こういうことですね。

○国務大臣(小淵恵三君) ただいま私答弁申し上げましたように、今般のこの法律の制定に基づきまして今後民間におきましてどのように対応するかということにつきましては、民間と申し上げま

る個人情報保護対策につきましては、閣議決定をあります。したがいまして、この法律の制定を契機として検討、措置の実施が一層促進されていくものと期待をしております。したがいまして、お尋ねのように、民間部門も含めまして一つの法律すべて網羅するというものではありませんが、今回の法律が制定されることによりまして民間部門も十分政府のこの新しい法律を見ながらこれから一層促進されるものだと、こういうふうに考えております。

○吉川春子君 その場合に、民間業者の方々の個人情報というのは膨大なもので、私自身も時々びっくりするようなダイレクトメールが来るわけですが、個人情報の収集の仕方あるいは保有制限あるいは罰則、そういうようなことも含めて検討になつておられる、こういうふうに理解してよろしいでしょうか。

○政府委員(百崎英君) 民間部門の規制もプライバシー保護の一環であろうと思います。しかし、プライバシーということ全体を保護しようということになれば、ただ単に民間が持つていてるデータ処理をされているものを保護するとかなんとかということよりも、もっとより広い概念だらうと思いまます。しかし、それを今私どもが直ちにやれる状況にございませんので、したがつてとりあえず国が持つております電算処理をされたものについて規制をかけるということを御提案申し上げております。

○吉川春子君 おお、プライバシー全体ということについては、本来ならば法務省あたりが中心になつて検討してもらるべきものであろうということを申し上げております。

○吉川春子君 そうしますと、官房長官に伺います。約十二億件、六年間で二倍の量になつているわけです。それから、昭和六十年の総理府の世論調査によれば、コンピューターの利用に伴つてプライバシーの侵害が多くなりそうだというのが六九%、行政機関における個人情報保護対策が必要だというのが七六%、こうなつているわけなんです。今日の高度情報化社会においてこれだけ大量の個人情報が保有、利用されているわけで、個人のプライバシーの侵害のおそれのあることはもう事実なわけなんです。ですから、そういう点で

しても政府側から関係します省庁はそれに分かれておりますので、通産省や先ほど申し上げましたそれらの役所がそれぞれ民間の中で関係する方々と十分御相談の上でお考えをまとめていくものだらうと思いまして、今の段階で政府として民間のことも含めましてすべて立法化するということがあります。

○吉川春子君 検討の結果立法化があり得ると、こういうような答弁だつたと思います。

○総務庁長官 お伺いいたしますが、プライバシー保護の基本法ではないんだ、こういうふうにおっしゃる意味なんですか? これは民間が外れている、こういうことだけの意味なのか、それとももとプライバシー一般についての基本的な法律という点からいえばまだその部分なのだ、こういう意味なんでしょうか。

○国務大臣(高鳥修君) 民間部門の規制もプライバシー保護の問題に対する保護としてはこの段階からスタートすべきものだと、こういうふうに考えてお願いをしておるところでございます。

○吉川春子君 この法案は、最初に新聞の社説も引用して指摘しましたように、率直に申し上げて非常にざるくなっている部分が多い。その一つの例としてきょうは公開のことを部分的にやりましたけれども、きょうはこれで時間がなくなりましたので質問通告しておいてちょっとできなくなりましたが、以下、各省庁に具体的に質問をしていただきたいと思いますので、きょうはこれで終わります。

○柳澤鍊造君 この法案の資料を見ますと、昭和六十三年六月現在で十九省庁、約千五百ファイル、約十二億件、六年間で二倍の量になつているわけですね。それから、昭和六十年の総理府の世論調査によれば、コンピューターの利用に伴つてプライバシーの侵害が多くなりそうだというのが六九%、行政機関における個人情報保護対策が必要だというのが七六%、こうなつているわけなんです。今日の高度情報化社会においてこれだけ大量の個人情報が保有、利用されているわけで、個人のプライバシーの侵害のおそれのあることはもう事実なわけなんです。ですから、そういう点で

の総務府長官の御答弁でも明らかになつたわけですが、そうしますと、政府としてはプライバシー保護の基本法、こういうようなものをやはりつくらなければならないというふうに私は思うんですけども、その辺の将来のお考えについてはいかがでしようか。

○国務大臣(小淵恵三君) 将来における法律の完璧度はどの程度かというお尋ねのようにお聞きをいたしましたが、政府といたしましては、現在ここで御提案し御審議願っている法律案が現段階における我が国のプライバシー保護、特に電算機処理を行つた情報に対する保護としてはこの段階からスタートすべきものだと、こういうふうに考えてお願いをしておるところでございます。

○吉川春子君 この法案は、最初に新聞の社説も引用して指摘しましたように、率直に申し上げて非常にざるくなっている部分が多い。その一つの例としてきょうは公開のことを部分的にやりましたけれども、きょうはこれで時間がなくなりましたので質問通告しておいてちょっとできなくなりましたが、以下、各省庁に具体的に質問をしていただきたいと思いますので、きょうはこれで終わります。

○柳澤鍊造君 そつとうふうなことで私も受けとめておきたいと思うんですが、そういう点に立ちまして今度は登記簿の問題。

あれは、今は人のでもだれのでも自由に行つて見られるわけなんですね。それがゆえに、必ずしもそこへ住んでいるわけじゃないから他人の土地が売り飛ばされたり、それで被害を受けたのが私の友人にもいるわけだけれども、そういう登記簿を自分のを見るとかそれから今度は自分が買いたいという土地を行つて見せてもらうとかと云うことはちゃんと理由がはつきりしておるからいいんだけれども、今のように不特定多数に自由に閲覧させる、そういうことはこの法案の考え方からいつたらおかしいと思うんですけれども、その辺はどういう御理解をしているんですか。

○国務大臣(高鳥修君) 先ほども登記のことについて若干御質問がありましたら、登記も電算処理を随分進めつつあるようであります。

この間、私、大阪の法務局へ行きましたら、大阪の法務局で電算処理しているので、そこで今後恐らく、私の新潟県にある資産についても、高鳥修という名前と住所をインプットすれば持つておる資産の中身がどれは担保に入つてているとか担保

これは先ほども出ていましたが、私が聞きたいのは学説とか何かじゃないんです。国民が日常用語で使つてているそういう常識的な意味で、どういう範囲のことをお考えなんですかということをまず大臣にお聞きしたいのです。

○国務大臣(高鳥修君) 極めて常識的には、プライバシーというのは自己の生活をみだりに干渉されない、自己の生活の中身をのぞき見されない、あるいは、本来そつしたものをお見えなくして公表すればまさに名誉棄損なりなんなりになるわけですから、まさに名誉棄損などといふうに思つておられます。そうしたこと全体をまとめてプライバシーと言つておられる、どういうふうに思つておられます。

○柳澤鍊造君 そつとうふうなことで私も受けとめておきたいと思うんですが、そういう点に立ちまして今度は登記簿の問題。

あれは、今は人のでもだれのでも自由に行つて見られるわけなんですね。それがゆえに、必ずしもそこへ住んでいるわけじゃないから他人の土地が売り飛ばされたり、それで被害を受けたのが私の友人にもいるわけだけれども、そういう登記簿を自分の見るとかそれから今度は自分が買いたいという土地を行つて見せてもらうとかと云うことはちゃんと理由がはつきりしておるからいいんだけれども、今のように不特定多数に自由に閲覧させる、そういうことはこの法案の考え方からいつたらおかしいと思うんですけれども、その辺はどういう御理解をしているんですか。

○国務大臣(高鳥修君) 先ほども登記のことについて若干御質問がありましたら、登記も電算処理を随分進めつつあるようであります。

この間、私、大阪の法務局へ行きましたら、大阪の法務局で電算処理しているので、そこで今後恐らく、私の新潟県にある資産についても、高鳥修という名前と住所をインプットすれば持つておる資産の中身がどれは担保に入つてているとか担保

の設定額は幾らだとががあつとそこで出でてくるんですよというような説明まで実は聞いたわけあります。それは一つの合理化ではあるかもしませんが、大変な世の中になつたなと実は思つて見ておつたわけですが、本来、登記をしたものを公示をしておくということ、そしてだれもがそれに相応する手数料を払えば閲覧できるということは、これはやはりその権利関係を明示することによつて権利を保障するという意味合いもあると思うわけあります。

したがつて、そうしたもののがオンライン化によって他の役所へ勝手に流通するということは困るわけでありますけれども、責任ある監督官署において責任者がそれを管理する限りにおいては、従来どおり閲覧をすることができるあるいは贈抄本を求めることができるということは当然保障され得るというふうに考えております。

○柳澤録造君 私が言いたいのは、当然保障されているでは困るんであつて、関係のない者にどちらでも勝手に見れるよつた状態にしておくことが今のプライバシーの保護という観点に立つてもいかがなものかと言つているんです。ですから、そういう点ではやはり今後の課題にしておいていただきたいと思います。

それから同時に、これはおかしな質問の形にならんだけれども、私、この機会に申し上げておきたいんです。

大臣の資産公開というものが毎年行われているわけです。果たしてどういう価値があるんだろうか。大臣にだつてやっぱりプライバシーの権利はあるんだし、これは外国でも大臣になると資産がどのくらいかと公表することはどちらかといえ�行われているわけだ。例えばアメリカの場合だったら、大統領であろうが何だろうが、一年前のときにこれこれの資産がありました、それが一年後の今これだけの資産がありますといつて大臣なり大統領なりの任期中にどれだけの資産がふえたか減ったかというところに資産公開の意義があり価値があるわけです。不当な懷をふやさなかつたか

どうかそこでわかるわけです。今、日本の政府がやつている大臣の資産公開というのは、ただある日現在でもつて出すだけでしょう。だから、名前は差し控えるけれどもある大臣のごとく、大臣になつたら途端に、その資産公開の前に自分の資産を奥さん名義にしちやつたりするようなことが出でくるわけです。だから、今日日本がやつているような大臣の資産公開ならば何の価値もない。そんなことだつたらやめて、むしろ大臣のプライバシーを守つてあげたらいと思つんですが、その辺について大臣に御答弁を求めることは私はいささか無理があると思うんだけれども、一應御所見をお伺いしておきたいと思うんです。

○國務大臣(高島修君) 閨僚の資産公開につきましては、中曾根内閣のときでございましようか、政治家としての清廉さを保持し政治と行政の国民の信頼を確保するため、私を初め閨僚の資産を公開することいたしたい、各位の御賛同を得たいという発言に基づいてそれ公開され、それからずっとやつてきているというふうに承知しておりますが、今御指摘のように、どうも大臣の寿命は短うございまして、何回もやつておりますので回も公開いたしますとこれは差が出てくるわけあります、一回こつきりでは意味がないと言わればまさにそのとおりである。しかし、総理を中心としたいたしまして特定の大臣は何回もやつておられるわけありますから、それはやっぱり比較をしてごらんになる価値はあるのではないかといふふうに思われます。

私は、公開するのであれば、むしろ国會議員全員がやつた方がいいと思います。それならば何年かやつておるわけありますから、毎年公開するといふことなら意味があるといふふうに思います。

○柳澤録造君 それから、先ほどから聞いておりまると、OECDの勧告もあつたけれどもそれが主ではなくて、いわゆる臨調から出された行革の答申に基づいてこれをつくつたんですと、いう御答弁があつたわけです。この資料の中にもあります

けれども、サミット参加の中での日本とイタリアだけであつて、そういう意味からいければ、先ほどの膨大なファイルがあることから考へても法制化するのが遅きに失したのであって、冒頭の保護ということで少しでも前進させたいと思つておりました、大変遅くなりましたという御説明の一言ぐらいあつてしかるべきだと思うんだけれども、そういうことは何にもなかつた。その点については私はまことに遺憾だと思うんです。

そこで、この法律案をおやりになることによるメリットはどういう点があるか、それからデメリット、マイナス面はどういう点があるかという点をお聞かせいただきたいと思うんです。

○國務大臣(高島修君) 私どもいたしましては、委員御承知と思いますが、既に十年余り前からこの法案については勉強を始めおつたわけでありまして、その過程において、先ほども質問の出ました加藤研究会でありますとか林研究会でありますとかいろいろなこともやつてまいつたわけであります。ただ、何と申しますか、日本の政府の機構整備されて行政サービスの向上を期することになりました。そして、その過程において、先ほども質問の出ました加藤研究会でありますとか林研究会でありますとかいろいろなことをやつてまいつたわけであります。したがつて、関係各省庁の理解を得るということに相当苦心をしたことは事実であります。その結果としてようやくこの法案をまとめ上げたわけでありますので、私どもいたしましては率直に言つてもつと早い機会に法案をお出しできたらなあという感じは持つておつたことは事実であります。この機会にぜひひとつ出させていただきたいといふことでようやくまとめて上げたといふことでござりますので、遅きに失したではないかといふおしさいますので、遅きに失したではないかといふおしさかりは甘受しなければならないといふふうに考えております。

それから、メリット・デメリットでございますけれども若干申し上げましたけれども、今は、守秘義務でありますとか法令の遵守義務でありますとかそういうものが各役所にかかるております

けれども、それ以外は率直に言つて野放しという状態にあるわけであります。この法律をつくつていたくことによって初めて電算処理というもの非常に特徴のある行政処理の仕方に網がかかるべきだと思つておつたんです。それで、言うならば、個人情報の利用、提供に制度的な制限をするということによりまして自己に関する情報がみだりに他人に知られるのではないかということがなくなつた。それから、個人情報ファイルの公示、開示請求権の設定によりまして国がどういうファイルを持つておるのかとということを知ることができます。それから、訂正の申し出を制度化し正確性の確保を義務づけることなどによりまして誤った情報を基づく不利益処分を受けるおそれが少なくなる。その他、行政情報システムの発展のための土台が整備されて行政サービスの向上を期することができる。あるいは、地方公共団体は市町村がかなりやつておりますが都道府県は現在ゼロであります。それについても国がこういうものをつくります。それについても国がこういうものをつくります。すればそれを参考にしながら制定の機運が盛り上がりであります。それから、特殊法人も現在ございませんが、これも国に準じてやつていただくといふふうに思つておつたんです。

だ満足な法案ではございませんということを言わんとしているんだと思うんです。

したがつて、そういう点に立つて言えば、この法律案は、単に行政機関のためだけにつくるのではなくてやはり国民のためにつくるものだと思うんです。国民のそういうプライバシーの保護の必要性を感じて國がおつくりになる。そして現実につくつたものの、まだ十分なものではないと、また、新しくつくるんですからいろいろそういうふうな欠陥があることは当たり前だと思うんで

す。

そういう点に立つて私が最後に指摘をし、申し上げたい点は、修正する点もこれから出てくるかもわかりませんが一応ともかくやつていって、それで三年なり五年なりしたときに必ずもう一回再検討をして手直しをいたしますというそういうお約束を明確にしていただきたいと思うし、その点についてしていただけるかどうかということを最後にお聞きしたいと思うんです。

○國務大臣(高島修君) 国民の皆様方の権利利益

を保護するという観点に立つてできるだけ適切に対処をしたいという観点から私どもこの法律案をまとめたわけですが、もちろん人間のやることでありますので不十分な点も多々あると思います。今回御審議をいただいている過程におきまして国会等でいろいろと御意見も承つておりますので、それらの御意見ある方はまたさらに学識経験者なり幅広い各方面的御意見等を伺いながら、この法律について改めるべき点が明確になれば、その都度御審議を煩わせまして、修正なり是正なりをしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

他の諸国との例を見ましても、やはり、やってみてその上で改めたというところもかなりあるようでありますので、そうした点も踏まえまして私どもとしても誠実に対処をしてまいりたいと思っております。

○柳澤錬造君 終わります。

○委員長(大城眞順君) 両案に対する本日の審査

はこの程度とし、これにて散会いたします。

午後三時二十三分散会

九号)(第三三二〇号)(第三三二一一号)(第三三二二号)(第三三二三二号)(第三三二四号)(第三三二五号)(第三三二六号)(第三三二七号)(第三三二八号)

三一五号)(第三三二六号)(第三三二七号)(第三三二八号)

十月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、共済年金改善に関する請願(第二五八九号)

一、恩給改善に関する請願(第三五八三号)

一、共済年金改善に関する請願(第三五八四号)

第二五八九号 昭和六十三年十月十四日受理

共済年金改善に関する請願

請願者 高知市入明町九ノ三 目代真一

紹介議員 谷川 寛三君

この請願の趣旨は、第一八〇六号と同じである。

第二五九〇号 昭和六十三年十月十四日受理

恩給改善に関する請願

請願者 高知市入明町九ノ三 目代真一

紹介議員 谷川 寛三君

この請願の趣旨は、第一八〇五号と同じである。

十一月四日本委員会に左の案件が付託された。

一、スパイ防止のための法律制定に関する請願

(第二八七一號)

この請願の趣旨は、第一八〇五号と同じである。

十一月四日本委員会に左の案件が付託された。

一、スパイ防止のための法律制定に関する請願

(第二八七一號)

この請願の趣旨は、第一八〇六号と同じである。

十一月四日本委員会に左の案件が付託された。

一、スパイ防止のための法律制定に関する請願

(第二八七一號)

この請願の趣旨は、第一八〇六号と同じである。

十一月十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、國家秘密法(スパイ防止法)の制定反対に

関する請願(第三三〇一號)(第三三〇二號)

(第三三〇四號)(第三三〇五號)(第三三〇六號)

(第三三〇七號)(第三三〇八號)(第三三〇九號)

第三三〇三号 昭和六十三年十一月四日受理

国家秘密法(スパイ防止法)の制定反対に関する請願

請願者 横浜市港北区太尾町一、一三五
長谷部政春 外四百九十九名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第三三〇二号と同じである。

請願者 横浜市港北区太尾町一、一三五
長谷部政春 外四百九十九名

国家秘密法(スパイ防止法)の制定反対に関する請願

請願者 横浜市港北区師岡町一三二一ノ三
矢部敏光 外四百九十九名

国家秘密法(スパイ防止法)の制定反対に関する請願

請願者 横浜市港北区師岡町一三二一ノ三
上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第三三〇二号と同じである。

請願者 横浜市港北区師岡町一三二一ノ三
矢部敏光 外四百九十九名

国家秘密法(スパイ防止法)の制定反対に関する請願

請願者 横浜市港北区師岡町一三二一ノ三
三、〇三〇 松原博 外四百九十九名

国家秘密法(スパイ防止法)の制定反対に関する請願

請願者 神奈川県三浦市南下浦町上宮田
小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第三三〇二号と同じである。

請願者 神奈川県三浦市久里浜四ノ一三
ノ七 菊地久輝 外四百九十九名

国家秘密法(スパイ防止法)の制定反対に関する請願

請願者 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第三三〇二号と同じである。

請願者 神奈川県横須賀市久里浜四ノ一三
ノ七 菊地久輝 外四百九十九名

国家秘密法(スパイ防止法)の制定反対に関する請願

請願者 金子正夫 外四百九

国家秘密法(スパイ防止法)の制定反対に関する請願

請願者 神奈川県三浦市南下浦町上宮田
一、四二一 金子正夫 外四百九

語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 行政機関 次に掲げる機関をいう。

イ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する国の行政機関として置かれる機関（口の政令で定める特別の機関が置かれる機関にあっては、当該特別の機関を除く。）及び法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関

ロ 国家行政組織法第八条の三の特別の機関のうち政令で定めるもの

二 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をい

う。ただし、法人その他の団体に関する記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。

三 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、専ら文章を作成し、又は文書図面の内容を記録するための処理その他の政令で定める処理を除く。

四 個人情報 ファイル 一定の事務の目的を達成するために体系的に構成された個人情報の集合物であつて、電子計算機処理を行うため政令で定める処理を除く。

五 处理情報 個人情報ファイルに記録されている個人情報をいう。

六 处理情報 個人情報において識別される個人のうち、電子計算機処理上他の個人の氏名、生年月日その他の記述又は他の個人別に付された番号、記号その他の符号によら

ないで検索し得るものをいう。

（適用除外）

第三条 統計法（昭和二十二年法律第十八号）第二条に規定する指定統計を作成するためを集めた個人情報及び同法第八条第一項の規定により総務府長官に届け出られた統計調査によつて集められた個人情報並びに統計報告調整法（昭和二十七年法律第四百四十八号）の規定により総務府長官の承認を受けた統計報告（同法第四条第二項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するため用いられる事項に係る部分に限る）の収集によつて得られた個人情報については、この法律の規定は、適用しない。

第二章 個人情報の電子計算機処理

（個人情報ファイルの保有）
第四条 行政機関は、個人情報ファイルを保有する（自らの事務の用に供するため個人情報ファイルを作成し、又は取得し、及び維持管理することをいい、個人情報の電子計算機処理の全部又は一部を他に委託してする場合を含み、他からその委託を受けてする場合を含まない。以下同じ。）に当たつては、法律の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、できる限りその目的を特定しなければならない。

2 個人情報ファイルに記録される項目（以下「ファイル記録項目」という。）の範囲及び処理情報の本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下「ファイル記録範囲」という。）は、前項の規定により特定された個人情報ファイルを保有する目的（以下「ファイル保有目的」という。）を達成するため必要な限度を超えないものでなければならない。

（個人情報の安全確保等）

第五条 行政機関が個人情報の電子計算機処理又はせん孔業務その他他の情報の入力のための準備作業若しくは磁気テープ等の保管（以下「個人情報の電子計算機処理等」という。）を行うに当たつては、当該行政機関の長（第二条第一号口の政令で定める特別の機関にあっては、その機

関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）は、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置（以下「安全確保の措置」という。）を講ずるよう努めなければならない。

2 個人情報ファイルを保有する行政機関（以下「保有機関」という。）の長は、ファイル保有目的に必要な範囲内で、処理情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

（個人情報ファイルの保有等に関する事前通知）（個人情報ファイルの保有等に関する事前通知）第六条 行政機関が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、総務府長官に對し、次の各号に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときは、変更する事項についても、同様とする。

2 個人情報ファイルの名称

二 保有機関の名称及び個人情報ファイルが使用に供される事務をつかさどる組織の名称

三 ファイル保有目的

四 ファイル記録項目及びファイル記録範囲

五 処理情報の収集方法

六 処理情報を保有機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先

七 第十二条第一項の規定により個人情報ファイル簿に掲載される個人情報ファイル（第十三条第一項ただし書に掲げるもの及び第十九条の規定により全部の処理情報をついて第十三条第一項本文の規定が適用されないこととなるものを除く。）にあつては、第十三条第一項本文の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地

項本文の請求ができない個人情報ファイルにあつては、その旨

十 他の法律又はこれに基づく命令の規定により、処理情報の内容の全部若しくは一部が免許証、許可証、通知書その他の書類に記載され、これらが既に処理情報の本人に交付されているとき、処理情報の内容の全部若しくは一部が公表され若しくは閲覧に供されているとき、処理情報の本人が処理情報の内容の全部若しくは一部を知らせるべき旨の請求をすることができるとき、又は第十三条第一項本文の規定が適用される処理情報についてその内容の全部若しくは一部の訂正、追加若しくは削除（以下「訂正等」という。）に関し特別の手続が定められているときは、その旨及び当該法律又は命令の名称

十一 その他の政令で定める事項

2 前項の規定は、次の各号に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

一 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル

三 行政機関の職員又は職員であつた者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準する事項を記録するもの（行政機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

二 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル

四 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

五 前項の規定による通知に係る個人情報ファイルに記録されている処理情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであつて、その旨

六 第十三条第一項ただし書に該当するため同

七 第十二条第二項の規定に基づきファイル記録項目の一部若しくは第五号若しくは第六号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は同条第三項の規定に基づき個人情報を個人情報ファイルを個人情報ファイル記録範囲が当該通知に係るこれらの

事項の範囲内のもの

六 一年以内に消去することとなる処理情報の
みを記録する個人情報ファイル

七 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は
業務上必要な連絡のために利用する処理情報
を記録した個人情報ファイルであつて、送付
又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付
又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

八 職員が単独で作成する個人情報ファイルで
あつて、処理情報を専ら自己の職務の遂行の
ために保有機関の内部で使用するもの

九 職員が学術研究の用に供するためその発意
に基づき作成し、又は取得する個人情報ファ
イルであつて、処理情報を専ら当該学術研究
の目的のために使用するもの

十 処理情報の本人の数が政令で定める数に満
たない個人情報ファイルであつて、処理情報を
を保有機関以外の者に提供することが予定さ
れていないもの

十一 第三号から前号までに掲げる個人情報
ファイルに準ずるものとして政令で定める個
人情報ファイル

3 保有機関の長（第二条第一号ロの政令で定め
る特別の機関にあつては、第五条第一項の政令
で定める者をいふ。以下同じ。）は、第一項に規
定する事項を通知した個人情報ファイルについ
て、当該保有機関がその保有をやめたとき、又
はその個人情報ファイルが前項第十号に該当す
るに至ったときは、遅滞なく、総務庁長官に対
しその旨を通知しなければならない。

（個人情報ファイル簿の作成及び閲覧）

第七条 保有機関の長は、政令で定めるところに
より、当該保有機関が保有している個人情報
ファイル（前条第二項各号に掲げるものを除
く。）について、それぞれ同条第一項第一号から
第七号まで、第九号及び第十号に掲げる事項を
記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」とい
う。）を作成し、一般の閲覧に供しなければなら
ない。

2 前項の規定にかかわらず、保有機関の長は、
若しくは第六号に掲げる事項を個人情報ファ
イル簿に記載することにより、ファイル保有目的
に係る事務の適正な遂行を著しく阻害するおそ
れがあると認めるときは、そのファイル記録項
目の一部又は事項を記載しないことができる。

3 第一項の規定にかかわらず、保有機関の長は、
次に各号に掲げる事務のいずれかに使用される
個人情報ファイルについて、当該個人情報ファ
イルを個人情報ファイル簿に掲載することによ
り、ファイル保有目的に係る事務の適正な遂行
を著しく阻害するおそれがあると認めるとき
は、これを個人情報ファイル簿に掲載しないこ
とができる。

一 犯罪の予防に関する事務

二 國際捜査共助に関する事務

三 勾留の執行、矯正又は更生保護に関する事
務

四 出入国の管理若しくは難民の認定又は査証
に係る事務

五 租税の賦課又は徴収に関する事務

六 前各号に掲げる事務に準ずるものとして政
令で定める事務

（個人情報ファイルの公示）

第八条 総務庁長官は、第六条第一項の規定によ
る通知を受けた個人情報ファイルについて、少
なくとも毎年一回、同項第一号から第七号まで、
第九号及び第十号に掲げる事項を官報で公示す
るものとする。ただし、同条第三項の規定によ
る通知があつた個人情報ファイルについては、
この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、総務庁長官は、次
の各号に掲げる個人情報ファイルについては、
当該各号に掲げるファイル記録項目の一部又は
事項の公示をしないものとする。

一 前条第一項の規定に基づきファイル記録項
目の一部又は第六条第一項第五号若しくは第
六号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記

3 第一項の規定に基づき個人情報ファイ
ル簿に掲載しないこととされたファイル記録項目
の一部又は事項

二 前条第三項の規定に基づき個人情報ファイ
ル簿に掲載しないこととされた個人情報ファ
イル 前項に規定する事項

3 第一項の規定にかかわらず、総務庁長官は、
前回の公示後、第六条第一項の規定による変更
する事項の通知がないときは、その個人情報ファ
イルについては、第一項の規定による公示
をしないことができる。

4 総務庁長官は、第一項の規定による公示を行
つた個人情報ファイルについて、前回の公示後、
第六条第三項の規定による通知を受けたとき
は、第一項の規定による公示の際当該通知の内
容を併せて公示するものとする。

（処理情報の利用及び提供の制限）

第九条 処理情報は、法律の規定に基づき、保有
機関の内部において利用し、又は保有機関以外
の者に提供しなければならないときを除き、
ファイル保有目的以外の目的のために利用し、
又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、保有機関の長は、
次の各号のいずれかに該当すると認めるとき
は、ファイル保有目的以外の目的のために処理
情報を利用し、又は提供することができる。た
だし、処理情報をファイル保有目的以外の目的
のために利用し、又は提供することによつて、
処理情報の本人又は第三者の権利利益を不当に
侵害するおそれがあると認められるときは、こ
の限りでない。

一 処理情報の本人の同意があるとき、又は処
理情報の本人に提供するとき。

2 保有機関の長は、前条第二項の規定に基
づき、処理情報を同項第三号又は第四号に掲げ
る者に提供する場合において、必要があると認
めるときは、受領者に対し、提供に係る処理情
報について、その使用目的若しくは使用方法の
制限その他必要な制限を付し、又は安全確保の
措置を講ずることを求めるものとする。

2 前項の規定により、前条第二項第三号に掲げ
る者に対し制限を付し、又は必要な措置を講ず
ることを求めるに當たつては、保有機関の長は、
これらの者の事務又は業務の遂行を不当地に阻害
することのないよう留意するものとする。

（個人情報の電子計算機処理等の受託者の責務）

第十一条 第五条第一項の規定は、行政機関から

特別の法律により特別の設立行為をもつて設
立された法人（「特殊法人」という。）に処理情報を提供する場合において、
法律第七十九号）第四条第十一号の規定の適
用を受けない法人を除く。以下「特殊法人」と
いう。）に処理情報を提供し、かつ、当
該処理情報を使用することについて相当な理
由のあるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作
成又は学術研究の目的のために処理情報を提
供するとき、処理情報の本人以外の者に提供
することが明らかに処理情報の本人の利益に
なるときその他の処理情報を提供することにつ
いて特別の理由のあるとき。

3 前項の規定は、処理情報の利用又は提供を制
限する他の法律の規定の適用を妨げるものでは
ない。

4 保有機関の長は、個人の権利利益を保護する
ため特に必要があると認めるときは、処理情報
のファイル保有目的以外の目的のための保有機
関の内部における利用を特定の部局又は機関に
限るものとする。

（受領者に対する措置要求）

第十一条 保有機関の長は、前条第二項の規定に基
づき、処理情報を同項第三号又は第四号に掲げ
る者に提供する場合において、必要があると認
めるときは、受領者に対し、提供に係る処理情
報について、その使用目的若しくは使用方法の
制限その他必要な制限を付し、又は安全確保の
措置を講ずることを求めるものとする。

2 前項の規定により、前条第二項第三号に掲げ
る者に対し制限を付し、又は必要な措置を講ず
ることを求めるに當たつては、保有機関の長は、
これらの者の事務又は業務の遂行を不当地に阻害
することのないよう留意するものとする。

個人情報の電子計算機処理等の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(個人情報の電子計算機処理等に従事する者の義務)

第十二条 個人情報の電子計算機処理等を行う行政機関の職員若しくは職員であつた者又は前条の受託業務に従事している者若しくは従事していいた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第三章 处理情報の開示及び訂正等

(処理情報の開示)

第十三条 何人も、保有機関の長に対し、自己を処理情報の本人とする処理情報(個人情報ファイル簿に掲載されていない個人情報ファイルに記録されているもの及び第七条第二項の規定に基づき個人情報ファイル簿に記載しないこととされたファイル記録項目を除く)について、書面により、その開示(処理情報が存在しないときにはその旨を知らせる)を請求することができる。ただし、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する学校における成績の評価又は入学者の選抜に関する事項を記録する個人情報ファイル、病院、診療所又は助産所における診療に関する事項を記録する個人情報ファイル及び刑事事件に係る裁判若しくは検察官、検察事務官若しくは司法警察官が行う処分又は刑の執行に関する事項を記録する個人情報ファイルについては、この限りでない。

2 未成年者又は禁治產者の法定代理人人は、本人に代わつて前項の開示の請求(以下「開示請求」という)をすることができる。

3 保有機関の長は、開示請求があつたときは、次条第一項に掲げる場合を除き、開示請求をして開示をしなければならない。ただし、開示請求者の同意があるときは、書面以外の方法によ

り開示をすることができる。

(処理情報の不開示)

第十四条 保有機関の長は、開示請求に係る処理情報について開示をすることにより、次の各号のいずれかに該当することとなると認める場合には、当該処理情報の全部又は一部について開示をしないことができる。

一 次に掲げる事務のいずれかの適正な遂行に支障を及ぼすこと。
イ 第七条第三項第一号から第五号までに掲げる事務

口 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持に関する事務

ハ 立入検査その他の法律の規定に基づく調査権の行使に関する事務

二 学識技能に関する試験、資格等の審査、補償金、給付金等の算定その他これらに準ずる評価又は判断に関する事務

ホ イからニまでに掲げる事務に準ずるものとして政令で定める事務

ハ 立入検査その他の法律の規定に基づく調査権の行使に関する事務

二 学識技能に関する試験、資格等の審査、補償金、給付金等の算定その他これらに準ずる評価又は判断に関する事務

ホ イからニまでに掲げる事務に準ずるものとして政令で定める事務

ハ 立入検査その他の法律の規定に基づく調査権の行使に関する事務

二 学識技能に関する試験、資格等の審査、補償金、給付金等の算定その他これらに準

三 者との協力関係又は信頼関係を損なうこと。

三 個人の生命、身体、財産その他の利益を害すること。

2 保有機関の長は、前項の規定に基づき処理情報の全部又は一部について開示をしない旨の決定(以下「不開示決定」という)をしたときは、

その旨及び理由を記載した書面を開示請求者に交付しなければならない。

(開示等の期限)

第十五条 第十三條第三項の開示又は不開示決定(以下この条において「開示等」という)は、開示請求を受理した日から起算して三十日以内に

2 保有機関の長は、事務處理上の困難その他正当な理由により前項に規定する期間内に開示等

をすることができないときは、開示等をするこ

とができるに至つた後遅滞なくこれをすれば足りる。この場合において、保有機関の長は、同項に規定する期間内に、開示請求者に対し、同項の期間内に開示等をすることができない理由及び開示等の期限を書面により通知しなければならない。

3 開示請求者は、第一項に規定する期間内(前項の規定により開示等の期限が通知された場合にあつては、当該期限まで)に開示等がなされないとときは、不開示決定があつたものとみなすことができる。

(手数料等)

第十六条 開示請求をする者は、政令で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

2 開示請求をする者は、政令で定める場合を除き、前項の手数料のほか郵送料を納付して、第十三条第三項の書面の送付を請求することができる。

(手数料等)

第十七条 保有機関の長は、第十三條第三項の規定による開示を受けた者から、書面により、開示に係る処理情報の訂正等の申出があつたときには、申出に係る処理情報の内容の訂正等に関する事項を記載する個人情報ファイル及び刑事事件に係る裁判若しくは検察官、検察事務官若しくは司法警察官が行う処分又は刑の執行に関する事項を記録する個人情報ファイルについては、この限りでない。

(手数料等)

第十八条 第十三條第一項、第十四條第二項、第十五條第二項及び前項第一項の書面の記載事項、第十三條第二項の規定による法定代理人人の

開示請求に必要な書類、開示請求者が開示請求に係る処理情報の本人であることを確認するため必要な手続その他開示請求、開示の方法及び処理情報の訂正等に關し必要な事項は、政令で定める。

(他の法律との関係)

第十九条 他の法律又はこれに基づく命令の規定により、処理情報の内容の全部若しくは一部が免許証、許可証、通知書その他の書類に記載されこれらが既に処理情報の本人に交付されているとき、処理情報の内容の全部若しくは一部が公表され若しくは閲覧に供されているとき、又は処理情報の本人が処理情報の内容の全部若しくは一部を知らせるべき旨の請求をすることができるときは、当該全部又は一部の処理情報につき、処理情報の内容の全部若しくは一部が公表され若しくは閲覧に供されているとき、又は処理情報の本人が処理情報の内容の全部若しくは一部を知らせるべき旨の請求をすることができるときは、当該全部又は一部の処理情報につき、当該全部又は一部の処理情報に適用しができる。

3 開示請求者は、第一項に規定する期間内(前項の規定により開示等の期限が通知された場合にあつては、当該期限まで)に開示等がなされないとときは、不開示決定があつたものとみなすこと

ができる。

(第四章 雜則)

(苦情処理)

第二十条 保有機関の長は、処理情報の利用、提供若しくは開示又は処理情報の訂正等の申出に係る苦情その他処理情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(資料の提出及び説明の要求)

第二十一条 総務庁長官は、行政機関における個人情報の電子計算機処理等に関する事務の実施状況について必要があると認めるときは、行政機関の長に対し資料の提出及び説明を求めることができる。

(意見の陳述)

第二十二条 総務庁長官は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、行政機関の長に対し意見述べることができる。

(権限又は事務の委任)

第二十三条 保有機関の長は、政令(内閣の所轄の下に置かれる機関にあつては、当該機関の命令)に対し意見述べができる。

2 保有機関の長は、事務處理上の困難その他正当な理由により前項に規定する期間内に開示等

をすることができないときは、開示等をするこ

とができるに至つた後遅滞なくこれをすれば足

りる。この場合において、保有機関の長は、同項に規定する期間内に、開示請求者に対し、同項の期間内に開示等をすることができない理由及び開示等の期限を書面により通知しなければならない。

3 第一項の規定は、前項の申出があつた場合に

は、同項の通知の内容に不服があるときは、保

有機関の長に対し、再調査の申出をすることが

できる。

(政令への委任)

第十八条 第十三條第一項、第十四條第二項、第十五條第二項及び前項第一項の書面の記載事項、第十三條第二項の規定による法定代理人人の

